



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 条例

- | | | | |
|-----|---|--------------------|----|
| *1 | 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例 | (人事課)..... | 10 |
| *2 | 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 11 |
| *3 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 11 |
| *4 | 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 12 |
| *5 | 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 13 |
| *6 | 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 14 |
| *7 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 16 |
| *8 | 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 17 |
| *9 | 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (市町村課)..... | 17 |
| *10 | 和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (文化学術課)..... | 19 |
| *11 | 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (情報政策課)..... | 22 |
| *12 | 和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例 | (環境生活総務課)..... | 24 |
| *13 | 和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例 | (環境管理課)..... | 26 |
| *14 | 和歌山県消費者行政活性化基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 | (県民生活課)..... | 31 |
| *15 | 和歌山県犯罪被害者等支援条例 | (〃)..... | 32 |
| *16 | 和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例 | (〃)..... | 35 |
| *17 | 和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例 | (〃)..... | 39 |
| *18 | 和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (青少年・男女共同参画課)..... | 40 |
| *19 | 和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 | (医務課)..... | 41 |
| *20 | 和歌山県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例 | (健康推進課)..... | 42 |
| *21 | 和歌山県国民健康保険広域化等支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 | (国民健康保険課)..... | 42 |
| *22 | 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | (薬務課)..... | 43 |
| *23 | 和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例 | (公営企業課)..... | 43 |
| *24 | 和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (労働政策課)..... | 44 |
| *25 | 和歌山県森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例 | (林業振興課)..... | 45 |
| *26 | 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (森林整備課)..... | 46 |
| *27 | 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 | (道路保全課)..... | 47 |
| *28 | 和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (河川課)..... | 47 |
| *29 | 和歌山県河川法施行条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 48 |
| *30 | 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例 | (都市政策課)..... | 49 |
| *31 | 和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 54 |
| *32 | 県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 55 |

*33	和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	56
*34	和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建築住宅課).....	58
*35	和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	(港湾空港振興課).....	59
*36	和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	60
*37	南紀白浜空港条例の一部を改正する条例	(〃).....	61
*38	和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例	(〃).....	63
*39	和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例	(〃).....	63
*40	和歌山県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(〃).....	64
*41	和歌山県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(〃).....	65
*42	和歌山県海底の土地使用料徴収条例の一部を改正する条例	(〃).....	66
*43	和歌山県みなとまち条例の一部を改正する条例	(〃).....	66
*44	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	67
*45	和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	68
*46	和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	70
*47	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグ グウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	71
*48	和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例	(〃).....	74
*49	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	75
*50	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(財政課).....	76

公布された条例のあらまし

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の給与について、期末手当の支給割合を改めました。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県の財政状況を考慮し、知事及び副知事の給料及び期末手当の額を減ずる期間を延長しました。(本則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めました。(第23条及び第24条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の期末手当の支給割合を改めました。(第6条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めました。(第10条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

公共施設等運営権者の職員となるため退職した者の勤続期間の計算について、職員としての引き続きいた在職期間に当該退職した者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むことができるようにするとともに、規定の整備を行いました。(第8条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を定めることとしました。(第8条関係)

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

◇ 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第4条関係)

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

医療法施行規則等に基づく知事の権限に属する事務の一部を関係市町村が処理することとするるとともに、建築基準法の一部改正に伴う規定の整備を行うほか、所要の改正を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。ただし、第2条の表34の項の改正規定(「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項」に、「第85条第3項及び第5項」を「第85条第3項、第5項及び第6項」に改める部分を除く。)は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行します。

◇ 和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県民文化会館の使用料の額及び利用料金の上限額を改めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(別表第2関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。ただし、別表第2第1項第1号の表の備考の改正規定

は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県立情報交流センターの利用料金の上限額を改めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(第12条、第14条及び別表関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。ただし、第12条及び第14条の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例

1 条例概要

外来生物の防除等の措置を講ずることにより、外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、県民生活の安定向上に資することとしました。

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例

1 条例概要

騒音又は振動に係る特定施設を設置しようとする者の届出に係る事項等を改めるとともに、騒音又は振動に係る排出基準に適合しない特定工場等の設置者に対する勧告の手続を定めるなど、所要の改正を行うこととしました。(第1条の2、第24条～第31条、第33条、第59条、第61条及び第62条関係)

2 施行期日

平成32年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県消費者行政活性化基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県消費者行政活性化基金を廃止しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県犯罪被害者等支援条例

1 条例概要

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び犯罪被害者等支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することとしました。

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例

1 条例概要

飲酒運転の根絶に関して、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することとしました。

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。ただし、第12条から第16条まで及び第18条の規定は、同年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例

1 条例概要

自転車の安全利用の促進に関し、県、自転車利用者等、県民及び事業者の責務を明らかにし、自転車の安全利用を促進するために必要な事項を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図ることとしました。

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。ただし、第9条の規定は、同年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県立青少年の家の使用料の額及び利用料金の上限額を改めることとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県地域医療再生臨時特例基金を廃止することとしました。

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県感染症の診査に関する協議会を統合することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県国民健康保険広域化等支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県国民健康保険広域化等支援基金を廃止することとしました。

2 施行期日

平成31年3月31日から施行します。

◇ 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県毒物劇物取扱者試験委員及び和歌山県登録販売者試験委員を廃止することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県営工業用水道事業の水道料金の額を改定することとしました。(第9条関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県勤労福祉会館の使用料の額及び利用料金の上限額を改めることとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

和歌山県森林環境譲与税活用基金を設置することとしました。

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県植物公園緑花センターの使用料の額及び利用料金の上限額を改めることとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、道路占用料の額を改定することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌川河川公園の使用料の額及び利用料金の上限額を改めることとしました。(別表第2及び別表第3関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県河川法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、流水占用料等の額を改定することとしました。(別表第1～別表第3関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、指定有料公園施設の使用料の額及び利用料金の上限額を改めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(第4条、第9条、別表第2及び別表第3関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。ただし、第4条及び第9条の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県営相撲競技場の使用料の額及び利用料金の上限額を改めることとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、県民水泳場の使用料の額及び利用料金の上限額を改めることとしました。(別表第2関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県立橋本体育館の使用料の額及び利用料金の上限額を改めることとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

準都市計画区域内における建築物の敷地、構造等に関する制限を付加するとともに、建築基準法の一部改正に伴う所要の改正を行うこととしました。(第5条、第6条、第8条、第9条、第12条、第13条及び第16条関係)

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。ただし、第16条の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行します。

◇ 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、港湾施設の使用料の額及び利用料金の上限額を改めることとしました。(付則第5項、別表第1及び別表第2関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、県管理漁港施設の使用料の額及び利用料金の上限額を改めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(第13条、第13条の2及び別表第3関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。ただし、第13条の2第1項後段の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、南紀白浜空港の着陸料等及び土地等の使用料の額を改定するとともに、所要の改正を行うこととしました。(第16条、第18条、第25条及び第32条関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。ただし、第25条及び第32条の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山下津港の入港料の額を改定することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、マリーナの有料施設の使用料の額及び利用料金の上限額を改めることとしました。(別表第1及び別表第2関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、港湾占用料等の額を改定することとしました。(別表第1及び別表第2関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、海岸占用料等の額を改定することとしました。(別表第1及び別表第2関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県海底の土地使用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、海底の土地使用料の額を改定することとしました。(別表第1及び別表第2関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県みなとまち条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、みなとまち施設等の使用料の額及び利用料金の上限額を改めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(別表第1及び別表第2関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。ただし、別表第2第1項の表備考中「ときは」を「ときは、」に改める改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めました。(第19条及び第20条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県立体育館の使用料の額及び利用料金の上限額を改めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(別表関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。ただし、別表第3項中「及び控室」及び同項の表控室の項を削る改正規定、別表第4項の表中ピアノの項及びリングの項の改正規定並びに別表備考6から備考8までの改正規定については、同年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県立武道館の使用料の額及び利用料金の上限額を改めることとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブの使用料の額及び利用料金の上限額を改めることとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立の高等学校及び特別支援学校の児童生徒数及び学級数の変動等に伴い、職員の定数を改めることとしました。(第2条～第4条関係)

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察官の給与について、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めました。(第21条及び第22条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料及び手数料の額の改定を行うこととしました。(別表第1第4項、第5項、第11項の2、第12項、第22項～第26項、第31項、第32項及び第33項並びに別表第3第3項、第4項、第6項、第9項、第10項及び第12項関係)
- (2) 職業能力開発促進法施行規則等の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(別表第2第15項及び別表第3第12項関係)
- (3) 高等学校の聴講生として履修する特定の科目の授業料の額等を定め、登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験の実施に関する手数料を廃止するほか、所要の改正を行うこととしました。(別表第1第1項及び第4項並びに別表第3第4項～第6項関係)
- (4) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、同法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく裁定の申請に対する審査に係る手数料の額等を定めることとしました。(別表第2第21項の2及び別表第3第13項関係)
- (5) 建築基準法の一部改正に伴い、既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の認定の申請に対する審査に係る手数料の額等を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。(別表第3第13項関係)

2 施行期日

平成31年10月1日から施行します。ただし、次の改正規定は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 1の(2)の改正規定 公布の日
- (2) 1の(3)に係る改正規定 平成31年4月1日
- (3) 1の(4)に係る改正規定 平成31年6月1日
- (4) 1の(5)に係る改正規定 建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日

条 例

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第1号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与その他の給付条例(昭和22年和歌山県条例第13号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 略 2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし	第3条 略 2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし

、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、100分の167.5とする。

、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。</p> <p>2 平成25年12月から平成31年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第 3 条第 2 項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>	<p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。</p> <p>2 平成25年12月から平成30年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第 3 条第 2 項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第23条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の112.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の55</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略</p>	<p>(期末手当) 第23条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の122.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の137.5</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては<u>100分の102.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「100分の130を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の110を乗じて得た額)」とあるのは「<u>100分の167.5を乗じて得た額</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場 合においては100分の102.5、12月に支給する場 合においては100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「<u>100分の170を乗じて得た額</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第5号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第10条 略 2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「<u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員</u>」と、職員の給与条例第19条の</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第10条 略 2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「<u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員</u>」と、職員の給与条例第19条の</p>

4 第1項中「人事委員会規則で定める職員(」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の130を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の110を乗じて得た額)」とあるのは「100分の167.5を乗じて得た額」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。))第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員(」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。))第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官(」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の130を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。))にあつては、100分の110を乗じて得た額)」とあるのは「100分の167.5を乗じて得た額」とする。

5 略

4 第1項中「人事委員会規則で定める職員(」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の170を乗じて得た額」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。))第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員(」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。))第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官(」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。))にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の170を乗じて得た額」とする。

5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第6号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員（この項の規定に相当する規定により、職員としての在職期間を通算することを定めている地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第 2 項又は第51条第 2 項に規定する基準をいう。以下同じ。）の適用を受ける者に限る。以下同じ。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第 2 条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下これらを「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。））に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 8 条第 1 項第 5 号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）<u>、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下これらを「地方公社」という。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないので、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間</u></p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員（この項の規定に相当する規定により、職員としての在職期間を通算することを定めている地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第 2 項又は第51条第 2 項に規定する基準をいう。以下同じ。）の適用を受ける者に限る。以下同じ。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第 2 条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下これらを「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。））に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 8 条第 3 項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）<u>、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下これらを「地方公社」という。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないので、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又は</u></p>

を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものを使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後さらに引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) 略

6～9 略

その委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものを使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後さらに引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) 略

6～9 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年和歌山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第 8 条 略 2 略 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する <u>正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し</u> <u>必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u>	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第 8 条 略 2 略

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 8 号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(大学等教育施設) 第 4 条 法第26条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。 (1) 略 (2) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第 7 項第 2 号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。） (3) 略</p>	<p>(大学等教育施設) 第 4 条 法第26条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。 (1) 略 (2) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第 4 項第 2 号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。） (3) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例第 4 条第 2 号に規定する課程には、学校教育法等の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第 4 項第 2 号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 9 号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>

事務	市町村
略	
9 和歌山県公害防止条例(昭和46年和歌山県条例第21号。以下この項及び次項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則(次項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(大気汚染、水質汚濁、騒音(風力発電施設に係るものを除く。))及び振動に係るものに限る。 (1)~(13) 略	略
10 条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(騒音(風力発電施設に係るものを除く。))及び振動に係るものに限る。 (1)~(8) 略	略
略	
14 医療法(昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。)及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「施行規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) 法第7条第3項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理 (4)・(5) 略 (6) 施行規則第9条の15の2の規定による確認に係る知事に提出すべき申請書の受理	略
略	
34 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「施行令」という。)、和歌山県建築基準法施行条例(昭和35年和歌山県条例第31号。以下この項において「条例」という。)並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(4) 略 (5) 法第43条第2項、第47条ただし書、第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書及び第14項ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第51条ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、第52条第10項、第11項及び第14項、	略

事務	市町村
略	
9 和歌山県公害防止条例(昭和46年和歌山県条例第21号。以下この項及び次項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則(次項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(大気汚染、水質汚濁、騒音及び振動に係るものに限る。) (1)~(13) 略	略
10 条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(騒音及び振動に係るものに限る。) (1)~(8) 略	略
略	
14 医療法(昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) 法第7条第3項及び第16条ただし書の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理 (4)・(5) 略	略
略	
34 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「施行令」という。)、和歌山県建築基準法施行条例(昭和35年和歌山県条例第31号。以下この項において「条例」という。)並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(4) 略 (5) 法第43条第1項ただし書、第47条ただし書、第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書及び第14項ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第51条ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、第52条第10項、第11項及び	略

第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の3第1項第3号及び第2項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項、第5項及び第6項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項並びに第87条の3第3項、第5項及び第6項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理

(6)～(12) 略

(13) 法第86条の8第1項及び第3項並びに第87条の2第1項の規定による認定に係る知事に提出すべき申請書の受理

(14)～(16) 略

略

第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の3第1項第3号及び第2項ただし書、第67条の3第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項及び第5項、第86条第3項及び第4項並びに第86条の2第2項及び第3項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理

(6)～(12) 略

(13) 法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定に係る知事に提出すべき申請書の受理

(14)～(16) 略

略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の表34の項の改正規定(「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項」に、「第85条第3項及び第5項」を「第85条第3項、第5項及び第6項」に改める部分を除く。)は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。

和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第10号

和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県民文化会館設置及び管理条例(昭和45年和歌山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第1号の表中「35,640円」を「36,300円」に、「49,890円」を「50,820円」に、「78,510円」を「79,970円」に、「82,080円」を「83,600円」に、「121,280円」を「123,530円」に、「142,660円」を「145,310円」に、「42,870円」を「43,670円」に、「60,040円」を「61,160円」に、「94,280円」を「96,030円」に、「98,490円」を「100,320円」に、「145,580円」を「148,280円」に、「171,180円」を「174,350円」に、「46,440円」を「47,300円」に、「65,120円」を「66,330円」に、「102,060円」を「103,950円」に、「106,700円」を「108,680円」に、「157,890円」を「160,820円」に、「185,540円」を「188,980円」に、「55,720円」を「56,760円」に、「78,080円」を「79,530円」に、「122,470円」を「124,740円」に、「128,080円」を「130,460円」に、「189,540円」を「193,

050円)に、「222,580円)を「226,710円)に、「58,640円)を「59,730円)に、「129,060円)を「131,450円)に、「134,890円)を「137,390円)に、「199,360円)を「203,060円)に、「234,360円)を「238,700円)に、「70,300円)を「71,610円)に、「154,650円)を「157,520円)に、「161,890円)を「164,890円)に、「239,110円)を「243,540円)に、「281,340円)を「286,550円)に、「73,440円)を「74,800円)に、「102,600円)を「104,500円)に、「161,460円)を「164,450円)に、「168,690円)を「171,820円)に、「249,370円)を「253,990円)に、「293,540円)を「298,980円)に、「87,910円)を「89,540円)に、「123,330円)を「125,620円)に、「193,750円)を「197,340円)に、「202,600円)を「206,360円)に、「299,370円)を「304,920円)に、「352,290円)を「358,820円)に、「79,480円)を「80,960円)に、「111,340円)を「113,410円)に、「174,850円)を「178,090円)に、「182,840円)を「186,230円)に、「270,320円)を「275,330円)に、「318,060円)を「323,950円)に、「95,250円)を「97,020円)に、「133,700円)を「136,180円)に、「210,060円)を「213,950円)に、「219,560円)を「223,630円)に、「324,430円)を「330,440円)に、「381,560円)を「388,630円)に、「86,180円)を「87,780円)に、「120,420円)を「122,650円)に、「198,180円)を「201,850円)に、「292,680円)を「298,100円)に、「344,520円)を「350,900円)に、「103,240円)を「105,160円)に、「144,820円)を「147,510円)に、「227,550円)を「231,770円)に、「237,810円)を「242,220円)に、「351,540円)を「358,050円)に、「413,310円)を「420,970円)に、「10,690円)を「10,890円)に、「14,900円)を「15,180円)に、「23,650円)を「24,090円)に、「24,730円)を「25,190円)に、「36,390円)を「37,070円)に、「12,850円)を「13,090円)に、「18,030円)を「18,370円)に、「28,290円)を「28,820円)に、「29,590円)を「30,140円)に、「43,840円)を「44,660円)に、「51,300円)を「52,250円)に、「14,040円)を「14,300円)に、「19,650円)を「20,020円)に、「30,780円)を「31,350円)に、「32,180円)を「32,780円)に、「47,410円)を「48,290円)に、「55,620円)を「56,650円)に、「16,630円)を「16,940円)に、「23,430円)を「23,870円)に、「36,820円)を「37,510円)に、「38,230円)を「38,940円)に、「56,700円)を「57,750円)に、「66,740円)を「67,980円)に、「17,710円)を「18,040円)に、「38,770円)を「39,490円)に、「40,390円)を「41,140円)に、「59,830円)を「60,940円)に、「21,060円)を「21,450円)に、「48,600円)を「49,500円)に、「71,710円)を「73,040円)に、「84,340円)を「85,910円)に、「18,250円)を「18,590円)に、「25,700円)を「26,180円)に、「40,280円)を「41,030円)に、「42,330円)を「43,120円)に、「62,420円)を「63,580円)に、「22,030円)を「22,440円)に、「30,990円)を「31,570円)に、「48,490円)を「49,390円)に、「50,650円)を「51,590円)に、「74,840円)を「76,230円)に、「19,870円)を「20,240円)に、「27,750円)を「28,270円)に、「45,900円)を「46,750円)に、「67,600円)を「68,860円)に、「23,760円)を「24,200円)に、「33,370円)を「33,990円)に、「52,480円)を「53,460円)に、「54,970円)を「55,990円)に、「81,000円)を「82,500円)に、

「

場合	び休日								
----	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

を
備考 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。」

「

場合	び休日						
----	-----	--	--	--	--	--	--

」に

改め、同項第2号の表中「23,540円」を「23,980円」に、「11,770円」を「11,990円」に、「10,470円」を「10,670円」に、「5,940円」を「6,050円」に、「6,580円」を「6,710円」に、「3,880円」を「3,960円」に、「7,020円」を「7,150円」に、「4,140円」を「4,220円」に改め、同項第3号の表中「11,980円」を「12,210円」に、「16,950円」を「17,270円」に、「24,400円」を「24,860円」に、「24,840円」を「25,300円」に、「33,480円」を「34,100円」に、「40,600円」を「41,360円」に、「8,960円」を「9,130円」に、「13,820円」を「14,080円」に、「17,380円」を「17,710円」に、「17,920円」を「18,260円」に、「28,940円」を「29,480円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「11,120円」を「11,330円」に、「11,340円」を「11,550円」に、「15,220円」を「15,510円」に、「18,790円」を「19,140円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「6,110円」を「6,220円」に、「7,870円」を「8,010円」に、「8,570円」を「8,730円」に、「12,090円」を「12,320円」に、「14,680円」を「14,960円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「2,370円」を「2,420円」に、「3,020円」を「3,080円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「4,640円」を「4,730円」に、「5,610円」を「5,720円」に、「7,230円」を「7,370円」に、「7,880円」を「8,030円」に、「13,500円」を「13,750円」に、「6,260円」を「6,380円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「17,280円」を「17,600円」に、「23,760円」を「24,200円」に、「28,080円」を「28,600円」に、「5,700円」を「5,800円」に、「9,840円」を「10,030円」に、「12,220円」を「12,450円」に、「12,460円」を「12,690円」に、「16,720円」を「17,030円」に、「20,660円」を「21,040円」に、

「

780円

」を「

800円

」に、「

960円

」を「

970円

」に、

「1,420円」を「1,450円」に、「1,600円」を「1,630円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「2,480円」を「2,530円」に、

「

510円

」を「

520円

」に、

「650円」を「670円」に、「910円」を「930円」に、「1,040円」を「1,060円」に、「1,170円」を「1,190円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「3,450円」を「3,520円」に、「1,510円」を「1,540円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「3,560円」を「3,630円」に、「5,070円」を「5,170円」に、

「

720円

」を「

730円

」に、「

920円

」を「

940円

」に、

「1,230円」を「1,250円」に、「1,470円」を「1,500円」に、「1,670円」を「1,700円」に、「2,360円」を「2,400円」に、

「

620円

」を「

630円

」に、

「1,250円」を「1,270円」に、「1,410円」を「1,440円」に、「1,990円」を「2,030円」に、

「640円」を「660円」に、

「830円」を「840円」に、「1,150円」を「1,170円」に、「1,300円」を「1,330円」に、「2,030円」を「2,060円」に、「730円」を「740円」に、

「950円」を「960円」に、

「1,490円」を「1,510円」に、「1,680円」を「1,710円」に、「2,310円」を「2,350円」に、

「990円」を「1,010円」に、

「1,280円」を「1,300円」に、「1,770円」を「1,800円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「2,260円」を「2,310円」に、「3,120円」を「3,170円」に、「2,800円」を「2,860円」に、「3,990円」を「4,070円」に、「4,960円」を「5,060円」に、「6,150円」を「6,270円」に、「10,150円」を「10,340円」に改め、別表第2第2項の表中「15,680円」を「15,970円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、

「

場	合	び	休	日															
---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を備考「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。」

「

場	合	び	休	日															
---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」に

改める改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第11号

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例（平成16年和歌山県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用の許可) 第12条 センター施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ <u>指定管理者（センター施設の利用の許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u> 2 略	(利用の許可) 第12条 センター施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ <u>指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u> 2 略

<p>(利用料金等) 第14条 略 2～5 略 6 センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、センター施設の使用料(以下この項及び次項において「使用料」という。)を県に納めなければならない。この場合において、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。 7 使用料の還付については第4項の規定を、使用料の減額及び免除については第5項の規定をそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「センター施設の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。</p>	<p>(利用料金) 第14条 略 2～5 略</p>
---	--

別表中「5,370円」を「5,470円」に、「7,160円」を「7,290円」に、「6,700円」を「6,830円」に、「10,640円」を「10,840円」に、「11,790円」を「12,010円」に、「15,550円」を「15,840円」に、「3,760円」を「3,830円」に、「5,020円」を「5,110円」に、「4,710円」を「4,800円」に、「7,470円」を「7,610円」に、「8,270円」を「8,420円」に、「10,910円」を「11,120円」に、

「2,160円」を「2,200円」に、

「2,880円」を「2,930円」に、「2,710円」を「2,760円」に、「4,290円」を「4,370円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「6,260円」を「6,380円」に、「4,510円」を「4,590円」に、「6,020円」を「6,130円」に、「5,630円」を「5,740円」に、「8,950円」を「9,110円」に、「9,910円」を「10,090円」に、「13,070円」を「13,320円」に、「16,620円」を「16,920円」に、「22,160円」を「22,570円」に、「20,770円」を「21,160円」に、「32,970円」を「33,580円」に、「36,490円」を「37,160円」に、「48,160円」を「49,060円」に、「24,930円」を「25,390円」に、「33,240円」を「33,850円」に、「31,160円」を「31,740円」に、「49,450円」を「50,360円」に、「54,740円」を「55,750円」に、「72,260円」を「73,600円」に、「850円」を「860円」に、「1,140円」を「1,160円」に、「1,060円」を「1,080円」に、「1,700円」を「1,730円」に、「1,890円」を「1,920円」に、「2,490円」を「2,540円」に、「830円」を「840円」に、「1,090円」を「1,110円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「1,630円」を「1,660円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「2,370円」を「2,420円」に、「3,620円」を「3,690円」に、「4,820円」を「4,910円」に、「7,180円」を「7,310円」に、「7,940円」を「8,090円」に、「10,480円」を「10,680円」に、「3,280円」を「3,340円」に、「4,370円」を「4,450円」に、「4,090円」を「4,160円」に、「6,500円」を「6,620円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「9,500円」を「9,680円」に、「3,720円」を「3,790円」に、「4,960円」を「5,060円」に、「4,660円」を「4,750円」に、「7,380円」を「7,520円」に、「8,180円」を「8,330円」に、「10,800円」を「11,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第12条及び第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第12号

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例

目次

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 外来生物の防除等 (第 3 条—第 10 条)

第 3 章 規則への委任 (第 11 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、県による外来生物の防除等の措置を講ずることにより、外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、県民生活の安定向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「外来生物」とは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物を除き、県外から県内に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(その生物が交雑することにより生じた生物を含む。)であって、県内にその本来の生息地又は生育地を有する生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものの個体(卵、種子その他規則で定めるものを含み、生きているものに限る。)及びその器官(生きているものに限る。)をいう。

2 この条例において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

第 2 章 外来生物の防除等

(放出等の禁止)

第 3 条 外来生物は、正当な理由がなく放出、植栽又はは種(以下「放出等」という。)をしてはならない。ただし、次条第1項の規定による防除に係る放出等をする場合にあつては、この限りでない。

(外来生物の防除)

第 4 条 知事は、外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、その防除を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による防除をするには、あらかじめ、市町村及び和歌山県環境審議会の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

(1) 防除の対象となる外来生物の種類

(2) 防除を行う区域及び期間

(3) 当該外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分(次条第1項において「捕獲等」という。)又はその防除を目的とする生殖を不能にされた外来生物の放出等その他の防除の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(土地への立入り等)

第5条 知事は、前条第1項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 知事は、第2項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地を管轄する本庁又は振興局の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を和歌山県報に登載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は和歌山県報に登載した日のいずれか遅い日から14日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

(損失の補償)

第6条 県は、前条第1項の規定による行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

(訴えの提起)

第7条 前条第3項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から6月以内に訴えをもって補償すべき金額の増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、県を被告とする。

(生態系等に係る被害の防止の説明)

第8条 外来生物の販売を業とする者は、その客に外来生物の放出等を行うことにより生ずる生態系等に係る被害の防止について説明を行うよう努めなければならない。

(科学的知見の充実のための措置)

第9条 県は、外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の理解の増進)

第10条 県は、教育活動、広報活動等を通じて、外来生物の防除等に関し、県民の理解を深めるよう努めなければならない。

第3章 規則への委任

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第13号

和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例

和歌山県公害防止条例(昭和46年和歌山県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義等) 第1条の2 略 2～8 略 9 <u>この条例において「特定工場等」とは、特定施設(騒音又は振動に係るものに限る。)を設置する工場又は事業場をいう。</u> 10～14 略</p> <p>(特定施設の届出) 第24条 <u>特定施設(騒音又は振動に係るものを除く。以下この項において同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</u> (1)～(7) 略</p> <p>2 <u>騒音規制地域(騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された地域及び騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると知事が認め規則で定める地域をいう。以下同じ。)内において工場又は事業場(特定施設(騒音に係るものに限る。以下この項において同じ。)が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</u> (1) <u>氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u> (2) <u>工場又は事業場の名称及び所在地</u> (3) <u>特定施設の種類ごとの数</u> (4) <u>騒音の防止の方法</u> (5) <u>特定施設の使用の方法</u> (6) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>振動規制地域(振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域及び振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると知事が認め規則で定める地域をいう。以下同じ。)内において工場又は事業場(特定施設(振動に係るものに限る。以下この項において同じ。)が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</u> (1) <u>氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u> (2) <u>工場又は事業場の名称及び所在地</u></p>	<p>(定義等) 第1条の2 略 2～8 略</p> <p>9～13 略</p> <p>(特定施設の届出) 第24条 特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 (1)～(7) 略</p>

- (3) 特定施設の種類及び能力ごとの数
- (4) 振動の防止の方法
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) その他規則で定める事項

4 第20条第5項の規定は、騒音規制地域（第2項の規則で定める地域に限る。）又は振動規制地域（前項の規則で定める地域に限る。）を定め、変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

(経過措置)

第25条 一の施設が特定施設（騒音又は振動に係るものを除く。以下この項において同じ。）となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 一の地域が騒音規制地域となった際現にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設（騒音に係るものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の施設が特定施設となった際現に騒音規制地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該地域が騒音規制地域となった日又は当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 一の地域が振動規制地域となった際現にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設（振動に係るものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の施設が特定施設となった際現に振動規制地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該地域が振動規制地域となった日又は当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第3項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第26条 第24条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第24条第1項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第24条第2項又は前条第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第24条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第24条第3項又は前条第3項の規定による届出をした者は、その届出に係る第24条第3項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(計画変更勧告及び計画変更命令等)

第27条 知事は、第24条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届

(経過措置)

第25条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から60日以内に、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第26条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第24条第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第27条 知事は、第24条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定

出に係る特定施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造、配置又は使用の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を命ずることができる。

- 2 知事は、第24条第2項又は前条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。
- 4 知事は、第24条第3項又は前条第3項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

(実施の制限)

第28条 第24条第1項又は第26条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設の設置又はその届出に係る事項の変更に着手してはならない。

- 2 知事は、第24条第1項又は第26条第1項の規定による届出に係る特定施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が排出基準に適合すると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第29条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事項を変更したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 第20条第1項の許可を受けた者 その許可に係る同条第2項第1号又は第2号に掲げる事項
- (2) 第24条第1項又は第25条第1項の規定による届出をした者 その届出に係る第24条第1項第1号又は第2号に掲げる事項
- (3) 第24条第2項又は第25条第2項の規定による届出をした者 その届出に係る第24条第2項第1号又は第2号に掲げる事項

施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日(騒音又は振動に係るものについては30日)以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造、配置又は使用の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を命ずることができる。

- 2 知事は、第24条第2項又は前条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。
- 4 知事は、第24条第3項又は前条第3項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

(実施の制限)

第28条 第24条又は第26条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日(騒音又は振動に係るものについては30日)を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設の設置又はその届出に係る事項の変更に着手してはならない。

- 2 知事は、第24条又は第26条の規定による届出に係る特定施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が排出基準に適合すると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第29条 第20条第1項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項を変更し、又は第24条若しくは第25条の規定による届出をした者は、その届出に係る第24条第1号若しくは第2号に掲げる事項を変更したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(4) 第24条第3項又は第25条第3項の規定による届出をした者 その届出に係る第24条第3項第1号又は第2号に掲げる事項

- 2 第20条第1項の許可を受けた者又は第24条第1項から第3項まで若しくは第25条各項の規定による届出をした者は、当該指定工場又は当該特定施設の使用を廃止したとき(第24条第2項若しくは第3項又は第25条第2項若しくは第3項の規定による届出をした者については、当該届出に係る特定工場等に設置する特定施設の全ての使用を廃止したとき)は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第30条 第20条第1項の許可を受けた者又は第24条第1項から第3項まで若しくは第25条各項の規定による届出をした者からその許可に係る指定工場若しくはその届出に係る特定施設(第24条第2項若しくは第3項又は第25条第2項若しくは第3項の規定による届出に係る特定施設については、当該届出に係る特定工場等に設置する特定施設の全て)を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可を受けた者又は当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第20条第1項の許可を受けた者又は第24条第1項から第3項まで若しくは第25条各項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その許可に係る指定工場又はその届出に係る特定施設(第24条第2項若しくは第3項又は第25条第2項若しくは第3項の規定による届出に係る特定施設については、当該届出に係る特定工場等に設置する特定施設の全て)を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該指定工場若しくは当該特定施設を承継した法人は、当該許可を受けた者又は当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により、第20条第1項の許可を受けた者又は第24条第1項から第3項まで若しくは第25条各項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令等)

第31条 略

- 2 知事は、第24条第1項又は第25条第1項の規定による届出をした者が、その特定施設について前項第1号に掲げる事項に該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その特定施設の構造、配置若しくは使用の方法又はばい煙等の処理の方法の改善その他必要な措置をとることを命じ、又はその特定施設の使用の一時停止を命じることができる。
- 3 前2項の規定は、第22条第1項又は第25条第1項の規定による届出をした者については、当該工場が指定工場となり、又は当該施設が特定施設となった日から6か月間(当該工場又は当該施設が規則で定めるものである場合にあっては、3年間以内で規則で定める期間)は適用しない。
- 4 知事は、騒音規制地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が

- 2 第20条第1項の許可を受けた者又は第24条若しくは第25条の規定による届出をした者は、当該指定工場又は当該特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第30条 第20条第1項の許可を受けた者又は第24条若しくは第25条の規定による届出をした者からその許可に係る指定工場若しくはその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可を受けた者又は当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第20条第1項の許可を受けた者又は第24条若しくは第25条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その許可に係る指定工場又はその届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその許可に係る指定工場若しくはその届出に係る特定施設を承継した法人は、当該許可を受けた者又は当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により、第20条第1項の許可を受けた者又は第24条若しくは第25条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(改善命令等)

第31条 略

- 2 知事は、第24条又は第25条の規定による届出をした者が、その特定施設について前項第1号に掲げる事項に該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その特定施設の構造、配置若しくは使用の方法又はばい煙等の処理の方法の改善その他必要な措置をとることを命じ、又はその特定施設の使用の一時停止を命じることができる。
- 3 前2項の規定は、第22条第1項又は第25条の規定による届出をした者については、当該工場が指定工場となり、又は当該施設が特定施設となった日から6箇月間(当該工場又は当該施設が規則で定めるものである場合にあっては、3年間以内で規則で定める期間)は適用しない。

その勧告に従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

6 前2項の規定は、第25条第2項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、騒音規制地域となった日又は同項に規定する特定施設となった日から3年間は、適用しない。ただし、その者が第26条第2項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

7 知事は、振動規制地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

8 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

9 前2項の規定は、第25条第3項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、振動規制地域となった日又は同項に規定する特定施設となった日から3年間は、適用しない。ただし、その者が第26条第3項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

(改善措置等の届出)

第33条 第31条第1項、第2項、第5項又は第8項の規定による改善その他必要な措置の命令を受けた者は、その命令に基づき改善その他必要な措置をとったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出て確認を受けなければならない。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条第1項の規定に違反して第20条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更した者
- (2) 第27条第1項、第3項若しくは第5項又は第31条第1項、第2項、第5項若しくは第8項の規定による命令に違反した者

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2)・(3) 略

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条各項、第26条各項又は第36条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2)・(3) 略

(改善措置等の届出)

第33条 第31条第1項又は第2項の規定による改善その他必要な措置の命令を受けた者は、その命令に基づき改善その他必要な措置をとったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出て確認を受けなければならない。

第59条 第21条第1項の規定に違反して第20条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更した者又は第27条若しくは第31条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第1項又は第24条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2)・(3) 略

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条、第26条又は第36条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2)・(3) 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の和歌山県公害防止条例（以下この項から附則第6項まで及び附則第8項において「新条例」という。）第24条第2項に規定する騒音規制地域に新条例第1条の2第7項に規定する特定施設（騒音に係るものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であつて、当該特定施設に係るこの条例による改正前の和歌山県公害防止条例（次項、附則第6項及び附則第8項において「旧条例」という。）第24条又は第25条の規定による届出をした者は、新条例第25条第2項の規定による届出をした者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に新条例第24条第3項に規定する振動規制地域に新条例第1条の2第7項に規定する特定施設（振動に係るものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であつて、当該特定施設に係る旧条例第24条又は第25条の規定による届出をした者は、新条例第25条第3項の規定による届出をした者とみなす。
- 4 附則第2項の規定により新条例第25条第2項の規定による届出をした者とみなされた者に対する当該届出に係る特定工場等において発生する騒音が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると知事が認めるときの処分については、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、新条例第31条第6項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、新条例第31条第4項及び第5項の規定は、適用しない。
- 5 附則第3項の規定により新条例第25条第3項の規定による届出をした者とみなされた者に対する当該届出に係る特定工場等において発生する振動が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると知事が認めるときの処分については、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、新条例第31条第9項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、新条例第31条第7項及び第8項の規定は、適用しない。
- 6 旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この附則に定めるもののほか、新条例中にこれに相当する規定があるときは、新条例によってしたものとみなす。
- 7 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の日前に旧条例の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この条例の施行の日前にその手続がされていないものについては、この附則に定めるもののほか、新条例の相当規定により届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

（規則への委任）

- 9 前7項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

和歌山県消費者行政活性化基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第14号

和歌山県消費者行政活性化基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

和歌山県消費者行政活性化基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第15号

和歌山県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 犯罪被害者等の支援に関する基本的施策（第10条—第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び犯罪被害者等支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有する者をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (4) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害等を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (5) 犯罪被害者等支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を

有する。

2 犯罪被害者等の支援は、被害（二次的被害を含む。）の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく受けることができるよう、行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、犯罪被害者等支援団体その他の関係する者が相互に連携を図りながら協力して行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（県民の責務）

第 5 条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるほか、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるほか、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（犯罪被害者等支援団体の責務）

第 7 条 犯罪被害者等支援団体は、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するとともに、犯罪被害者等の支援に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに人材の養成及び資質の向上を図るよう努めなければならない。

（犯罪被害者等支援基本計画）

第 8 条 知事は、犯罪被害者等の支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等の支援のための基本的な計画（以下この条において「犯罪被害者等支援基本計画」という。）を定める。

2 犯罪被害者等支援基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援のための基本方針
- (2) 犯罪被害者等の支援のための具体的な施策
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援のための施策を推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（財政上の措置等）

第 9 条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 2 章 犯罪被害者等の支援に関する基本的施策

（相談及び情報の提供等）

第10条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、弁護士の助言を受ける機会を確保し、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（損害賠償の請求についての援助等）

第11条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、弁護士の助言を受ける機会の確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（生活資金の貸付け等）

第12条 県は、犯罪被害者等が受けた被害（二次的被害を含む。）により日常生活に支障を来すことがないよう、経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する生活資金の貸付け等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等又は二次的被害により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供される体制の確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（安全の確保）

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害（二次的被害を含む。）を受けることを防止し、安心して日常生活を営むことができるようにするため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（居住の安定）

第15条 県は、犯罪等又は二次的被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（雇用の安定）

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための情報の提供等）

第17条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続に関する情報の提供等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第18条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害（二次的被害を含む。）に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等

の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の理解の増進)

第19条 県は、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第20条 県は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等又は二次的被害により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに県の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援団体に対する援助)

第21条 県は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供、人材の育成支援等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第22条 県は、犯罪被害者等の支援のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保する等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第16号

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例

目次

第1章 総則 (第1条—第5条)

第2章 飲酒運転の根絶に関する施策 (第6条—第11条)

第3章 飲酒運転の根絶のための措置 (第12条—第16条)

第4章 規則等への委任 (第17条)

第5章 罰則 (第18条)

附則

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、飲酒運転の根絶に関して、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 飲酒運転 酒気を帯びて車両を運転する行為をいう。
- (3) 飲食店営業者 営業の形態にかかわらず、店舗その他の設備（以下「飲食店」という。）において飲食させる営業（酒類を提供するものに限る。）を行う者をいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、飲酒運転を根絶するために必要な知識の普及、県民の飲酒運転を根絶するための取組に対する支援その他の飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(県民の責務)

第 4 条 県民は、この条例の目的を達成するため、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 県民は、飲酒運転を防止するため、飲酒運転を現に行おうとし、又は飲酒運転を行っている者を発見したときは、直ちに、その旨を警察職員に通報するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、この条例の目的を達成するため、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動においてその従業員に車両を運転させるに当たっては、飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 2 章 飲酒運転の根絶に関する施策

(県の飲酒運転の根絶のための取組)

第 6 条 県は、飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の防止に関する普及啓発、取組への支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(運転者の飲酒運転の根絶のための取組)

第 7 条 車両を運転する者は、飲酒が車両の正常な運転を妨げ、重大な事故の原因となるものであることを深く認識し、日常生活において次の事項を遵守するものとする。

- (1) 車両を運転することが見込まれる場合は、飲酒しないこと。
- (2) アルコールが身体に及ぼす影響に関する理解を深めるよう努め、飲酒した場合は、その影響がなくなるまで車両を運転しないこと。

(事業者の取組)

第 8 条 事業者は、その従業員に対して、車両の運転を行う際、酒気を帯びていないことを確認することのほか、アルコールが身体に及ぼす影響に関する研修その他飲酒運転の防止のために必要な措置を講ず

るよう努めるものとする。

（飲食店営業者の取組）

第9条 飲食店営業者は、その営む飲食店ごとに、その利用をする者（以下この条において「利用客」という。）が見やすい場所に、県又は飲酒運転の防止に関する活動を行う団体が提供する立て看板、はり札、ポスターその他の飲酒運転の防止に関する意識の啓発を図るための広告物及び飲酒運転をするおそれのある利用客に対して酒類を提供しない旨の表示を掲示するよう努めるものとする。

2 飲食店営業者は、利用客の飲酒運転を防止するため必要な次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 酒類の提供を求める利用客に対し、当該飲食店までの交通手段を確認すること。
- (2) 前号の交通手段が車両の場合にあっては、当該利用客が講ずる飲酒運転を防止するための措置を確認すること。
- (3) 前号の規定による確認ができない場合にあっては、当該利用客に対して酒類の提供をしないこと。
- (4) 当該飲食店に利用客のための駐車場が設置されている場合は、当該駐車場の見やすい場所に、飲酒運転の防止に関する意識の啓発を図るための広告物を掲示すること。

（酒類販売業者の取組）

第10条 酒類販売業者（酒税法（昭和28年法律第6号）第9条第1項に規定する販売業免許を受けて酒類を販売する者をいう。）は、その営む店舗ごとに、その利用をする者が見やすい場所に、飲酒運転の防止に関する意識の啓発を図るための広告物を掲示するよう努めるものとする。

（駐車場所所有者の取組）

第11条 駐車場所所有者（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場の所有者をいう。次項において同じ。）は、その営む駐車場ごとに、その利用をする者（次項において「利用者」という。）が見やすい場所に、飲酒運転の防止に関する意識の啓発を図るための広告物を掲示するよう努めるものとする。

2 駐車場所所有者は、その営む駐車場を管理させるため従業員を配置している場合にあっては、その従業員による利用者の飲酒の有無の確認その他の飲酒運転の防止に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 飲酒運転の根絶のための措置

（受診義務等）

第12条 第7条第2号に掲げる事項を遵守せず、道路交通法第65条第1項の規定に違反し、同法第117条の2（第1号に係る部分に限る。）又は第117条の2の2（第3号に係る部分に限る。）の規定による刑に処せられた者（以下「違反者」という。）は、専門の医師によるアルコール依存症に関する診断を受けるよう努めなければならない。

2 知事は、違反者のうち規則で定める期間内に再び違反者となった者（以下この条から第14条までにおいて「再犯者」という。）に対し、規則で定めるところにより、期限を定めて、専門の医師によるアルコール依存症に関する診断を受けるべきことを命ずるものとする。ただし、規則で定める特別の理由があると知事が認める再犯者については、この限りでない。

3 知事は、前項の規定による命令を受けた再犯者が期限までに同項に規定する診断を受けることができ

ない正当な理由があると認めるときは、その期限を延長することができる。

- 4 第 2 項の規定による命令を受けた再犯者は、同項に規定する診断を受けたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく知事に報告しなければならない。

(情報の提供の求め)

第13条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、再犯者に関する情報の提供を求めることができる。

(治療義務)

第14条 第12条第4項の規定による報告をした再犯者のうちアルコール依存症にかかっている者（次項において「要治療再犯者」という。）は、規則で定めるところにより、規則で定める期間、専門の医師によるアルコール依存症の治療を受け、その治療状況を報告しなければならない。

- 2 知事は、要治療再犯者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該要治療再犯者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、規則で定める特別な理由があると知事が認める要治療再犯者については、この限りでない。

(飲食店営業者に対する措置)

第15条 公安委員会は、違反者に対してその違反に係る酒類の提供を行った飲食店営業者が判明したときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該飲食店営業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 公安委員会は、前項の規定による通知を受けた飲食店営業者が、当該飲食店における営業に関して飲酒運転の防止のために必要な措置が講じられていないもの（その措置を講じられていることが確認できない場合を含む。）として公安委員会規則で定める場合に該当すると認めるときは、当該飲食店営業者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、飲酒運転を防止するために必要な指示をすることができる。

- 3 公安委員会は、前項の規定による指示を受けた飲食店営業者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 4 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、対象となる飲食店営業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

- 5 公安委員会は、第 2 項の規定による指示を受けた飲食店営業者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該飲食店営業者に対し、期限を定めて、その指示に係る書面の掲示及びその指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査等)

第16条 公安委員会は、飲食店営業者が講ずる飲酒運転の防止のために必要な措置の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、警察本部長が指定する警察職員に、当該飲食店に立ち入り、関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 4 章 規則等への委任

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則（公安委員会の権限に属する事務に係る事項については、公安委員会規則）で定める。

第5章 罰則

第18条 第12条第2項又は第15条第5項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条から第16条まで及び第18条の規定は、同年10月1日から施行する。

和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第17号

和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 自転車の安全利用の促進に関する施策（第7条—第9条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進に関し、県、自転車利用者等、県民及び事業者の責務を明らかにし、自転車の安全利用を促進するために必要な事項を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 保護者 未成年者に対して法律上監護教育の義務ある者及び未成年者を現に監護する者をいう。
- (3) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- (4) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することができる保険又は共済をいう。

（県の責務）

第3条 県は、国、市町村、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体（次項において「交通安全団体」という。）と連携し、自転車の安全利用を促進するための施策を総合的に実施するものとする。

2 県は、市町村、事業者、交通安全団体及び県民の自転車の安全利用に関する活動を支援するものとする。

3 県は、自転車の安全利用を促進するため、県民に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（自転車利用者等の責務）

第4条 自転車利用者は、道路交通法その他自転車の安全利用等に関係する法令を遵守するとともに、自転車の安全利用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に当たっては、安全利用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 高齢者（65歳以上の者をいう。以下この項において同じ。）の家族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者に対し、自転車の安全利用のために必要な助言を行うよう努めるものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、この条例の目的を達成するため、県が実施する自転車の安全利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、この条例の目的を達成するため、県が実施する自転車の安全利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、従業員の自転車の安全利用に努めるものとする。

第2章 自転車の安全利用の促進に関する施策

（自転車交通安全教育の促進）

第7条 県は、自転車の安全利用に関する交通安全教育を行うものとする。

（普及啓発等）

第8条 県は、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（自転車損害賠償保険等への加入等）

第9条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者に自転車の利用をさせるに当たっては、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動において従業員に自転車の利用をさせるに当たっては、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

4 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入を勧奨するよう努めるものとする。

5 自転車の貸付けを業とする者は、その貸し付ける自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、同年10月1日から施行する。

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第18号

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例（平成12年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第13条関係）					別表（第13条関係）				
種別				利用料金	種別				利用料金
県内の者	宿泊	青少年	宿泊施設	1人1泊 <u>520円</u>	県内の者	宿泊	青少年	宿泊施設	1人1泊 510円
			テント張施設	1人1泊 <u>260円</u>				テント張施設	1人1泊 <u>250円</u>
		その他の者	宿泊施設	1人1泊 <u>1,050円</u>			その他の者	宿泊施設	1人1泊 <u>1,030円</u>
			テント張施設	1人1泊 <u>520円</u>				テント張施設	1人1泊 <u>510円</u>
略				略	略				略
県外の者	宿泊	青少年	宿泊施設	1人1泊 <u>1,360円</u>	県外の者	宿泊	青少年	宿泊施設	1人1泊 <u>1,330円</u>
			テント張施設	1人1泊 <u>260円</u>				テント張施設	1人1泊 <u>250円</u>
		その他の者	宿泊施設	1人1泊 <u>1,360円</u>			その他の者	宿泊施設	1人1泊 <u>1,330円</u>
			テント張施設	1人1泊 <u>520円</u>				テント張施設	1人1泊 <u>510円</u>
略				略	略				略
備考 略					備考 略				

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から施行日にかけて和歌山県立青少年の家に宿泊した者の当該宿泊に係る利用料金（その管理を知事が行っている場合は、使用料）については、なお従前の例による。

和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第19号

和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成22年和歌山県条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第20号

和歌山県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

和歌山県感染症の診査に関する協議会条例（平成11年和歌山県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>（設置） 第2条 法第24条第1項及び第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる保健所について1の協議会を置くこととし、その名称は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保健所</th> <th style="width: 70%;">協議会の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩出保健所、橋本保健所、海南保健所及び湯浅保健所</td> <td>岩出・橋本・海南・湯浅保健所感染症の診査に関する協議会</td> </tr> <tr> <td>御坊保健所、田辺保健所及び新宮保健所</td> <td>御坊・田辺・新宮保健所感染症の診査に関する協議会</td> </tr> </tbody> </table>	保健所	協議会の名称	岩出保健所、橋本保健所、海南保健所及び湯浅保健所	岩出・橋本・海南・湯浅保健所感染症の診査に関する協議会	御坊保健所、田辺保健所及び新宮保健所	御坊・田辺・新宮保健所感染症の診査に関する協議会	<p>（設置） 第2条 法第24条第1項及び第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる保健所について1の協議会を置くこととし、その名称は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保健所</th> <th style="width: 70%;">協議会の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩出保健所及び橋本保健所</td> <td>岩出・橋本保健所感染症の診査に関する協議会</td> </tr> <tr> <td>海南保健所及び湯浅保健所</td> <td>海南・湯浅保健所感染症の診査に関する協議会</td> </tr> <tr> <td>御坊保健所及び田辺保健所</td> <td>御坊・田辺保健所感染症の診査に関する協議会</td> </tr> <tr> <td>新宮保健所</td> <td>新宮保健所感染症の診査に関する協議会</td> </tr> </tbody> </table>	保健所	協議会の名称	岩出保健所及び橋本保健所	岩出・橋本保健所感染症の診査に関する協議会	海南保健所及び湯浅保健所	海南・湯浅保健所感染症の診査に関する協議会	御坊保健所及び田辺保健所	御坊・田辺保健所感染症の診査に関する協議会	新宮保健所	新宮保健所感染症の診査に関する協議会
保健所	協議会の名称																
岩出保健所、橋本保健所、海南保健所及び湯浅保健所	岩出・橋本・海南・湯浅保健所感染症の診査に関する協議会																
御坊保健所、田辺保健所及び新宮保健所	御坊・田辺・新宮保健所感染症の診査に関する協議会																
保健所	協議会の名称																
岩出保健所及び橋本保健所	岩出・橋本保健所感染症の診査に関する協議会																
海南保健所及び湯浅保健所	海南・湯浅保健所感染症の診査に関する協議会																
御坊保健所及び田辺保健所	御坊・田辺保健所感染症の診査に関する協議会																
新宮保健所	新宮保健所感染症の診査に関する協議会																

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県国民健康保険広域化等支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第21号

和歌山県国民健康保険広域化等支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

和歌山県国民健康保険広域化等支援基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成15年和歌山県条例第

26号) は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年3月31日から施行する。

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第22号

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(附属機関の設置) 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。		(附属機関の設置) 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。	
附属機関の名称	担任する事務	附属機関の名称	担任する事務
略		略	
和歌山県健康危機管理専門家会議	略	和歌山県健康危機管理専門家会議	略
和歌山県献血推進協議会	略	和歌山県毒物劇物取扱者試験委員	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験の実施に関する事務
		和歌山県登録販売者試験委員	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定による登録販売者試験の実施に関する事務
		和歌山県献血推進協議会	略
略		略	
2 略		2 略	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第23号

和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例

和歌山県営工業用水道事業条例（昭和34年和歌山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（水道料金） 第9条 水道料金は、月額とし、次に掲げる規定により得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 (1)～(3) 略 2・3 略</p>	<p>（水道料金） 第9条 水道料金は、月額とし、次に掲げる規定により得た額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 (1)～(3) 略 2・3 略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の和歌山県営工業用水道事業条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水に係る水道料金で、同日から平成31年10月31日までの間に額が確定するものについては、なお従前の例による。

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第24号

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例（昭和59年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「5,770円」を「5,880円」に、「7,670円」を「7,820円」に、「6,690円」を「6,820円」に、「11,880円」を「12,100円」に、「12,880円」を「13,120円」に、「15,870円」を「16,170円」に、「7,170円」を「7,300円」に、「9,520円」を「9,700円」に、「8,310円」を「8,470円」に、「15,010円」を「15,290円」に、「15,980円」を「16,280円」に、「19,980円」を「20,350円」に、

「2,880円」を「2,930円」に、

「3,840円」を「3,910円」に、「3,340円」を「3,410円」に、「5,940円」を「6,050円」に、「6,440円」を「6,560円」に、「7,990円」を「8,140円」に、「3,630円」を「3,700円」に、「4,820円」を「4,910円」に、「4,210円」を「4,290円」に、「7,450円」を「7,590円」に、「8,100円」を「8,250円」に、「9,930円」を「10,120円」に、「1,950円」を「1,990円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「2,260円」を「2,310円」に、「3,990円」を「4,070円」に、「4,350円」を「4,43

0円)に、「5,400円」を「5,500円」に、「2,410円」を「2,460円」に、「3,220円」を「3,280円」に、「2,800円」を「2,860円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「5,410円」を「5,510円」に、「6,910円」を「7,040円」に、「4,090円」を「4,160円」に、「5,450円」を「5,550円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「8,530円」を「8,690円」に、

「9,140円」を「9,310円」に、

「11,440円」を「11,660円」に、「5,210円」を「5,310円」に、「6,930円」を「7,060円」に、「6,040円」を「6,160円」に、「10,900円」を「11,110円」に、「11,640円」を「11,850円」に、「14,580円」を「14,850円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「3,590円」を「3,660円」に、「3,130円」を「3,190円」に、「5,610円」を「5,720円」に、「6,020円」を「6,130円」に、「7,340円」を「7,480円」に、「3,250円」を「3,310円」に、「4,330円」を「4,410円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「7,270円」を「7,410円」に、「9,180円」を「9,350円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「2,730円」を「2,780円」に、「2,370円」を「2,420円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「4,570円」を「4,660円」に、「5,720円」を「5,830円」に、「10,240円」を「10,430円」に、「13,610円」を「13,870円」に、「21,380円」を「21,780円」に、「22,860円」を「23,280円」に、「28,510円」を「29,040円」に、「14,340円」を「14,600円」に、「19,070円」を「19,420円」に、「16,630円」を「16,940円」に、「29,910円」を「30,470円」に、「32,000円」を「32,590円」に、「39,960円」を「40,700円」に、「16,390円」を「16,690円」に、「21,800円」を「22,200円」に、「19,000円」を「19,360円」に、「33,260円」を「33,880円」に、「36,570円」を「37,250円」に、「45,140円」を「45,980円」に、「23,550円」を「23,990円」に、「31,320円」を「31,900円」に、「27,320円」を「27,830円」に、「49,140円」を「50,050円」に、「52,560円」を「53,530円」に、「65,550円」を「66,770円」に、「3,060円」を「3,120円」に、「3,560円」を「3,630円」に、「6,370円」を「6,490円」に、「6,850円」を「6,980円」に、「3,900円」を「3,980円」に、「5,200円」を「5,300円」に、「4,530円」を「4,620円」に、「8,200円」を「8,360円」に、「8,730円」を「8,890円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

和歌山県森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第25号

和歌山県森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用に充てるため、和歌山県森林環境譲与税活用基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金の原資は、国が県に対して譲与する森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、原資として国から譲与を受けた森林環境譲与税を国に返還するために要する経費の財源に充てるとき、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第26号

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例（昭和54年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第14条関係） 1 会議室				別表（第14条関係） 1 会議室			
種別	利用区分及び利用料金			種別	利用区分及び利用料金		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
第1会議室	<u>550円</u>	<u>840円</u>	<u>1,390円</u>	第1会議室	<u>540円</u>	<u>830円</u>	<u>1,370円</u>

第2会議室	略	550円	960円
第1研修室	840円	1,210円	2,050円
第2研修室	1,070円	1,390円	2,420円
第1・第2研修合室	1,510円	1,930円	3,380円

備考 略
2 展示室等

種別	利用料金
展示室	1日につき 6,650円
略	略

備考
1～3 略
4 展示場に係る利用料金の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

第2会議室	略	540円	950円
第1研修室	830円	1,180円	2,010円
第2研修室	1,050円	1,370円	2,370円
第1・第2研修合室	1,490円	1,900円	3,320円

備考 略
2 展示室等

種別	利用料金
展示室	1日につき 6,530円
略	略

備考
1～3 略
4 展示場に係る利用料金の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第27号

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県道路占用料徴収条例(昭和28年和歌山県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表に定める額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、同表に定める額に100分の110を乗じて得た額)とする。この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 2・3 略</p>	<p>(占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表に定める額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、同表に定める額に100分の108を乗じて得た額)とする。この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第28号

和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例(平成9年和歌山県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第2(第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1・2 略 3 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>別表第3(第18条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1～3 略 4 利用料金の額(駐車場の利用料金の額を除く。)は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>	<p>別表第2(第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1・2 略 3 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>別表第3(第18条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1～3 略 4 利用料金の額(駐車場の利用料金の額を除く。)は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

和歌山県河川法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第29号

和歌山県河川法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県河川法施行条例(平成12年和歌山県条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1～3 略 4 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除く</p>	<p>別表第1(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1～3 略 4 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除く</p>

ものについての流水占用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

5 略

別表第2(第3条関係)

略

備考

1~5 略

6 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての土地占用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする

7 略

別表第3(第3条関係)

略

備考

1~3 略

4 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての土石採取料その他の河川産出物採取料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

ものについての流水占用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

5 略

別表第2(第3条関係)

略

備考

1~5 略

6 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての土地占用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする

7 略

別表第3(第3条関係)

略

備考

1~3 略

4 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての土石採取料その他の河川産出物採取料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第30号

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山県都市公園条例(昭和34年和歌山県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(行為の許可) 第4条 略 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地) (2)~(6) 略 3~5 略 (公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の許可の申請書の記載事項) 第9条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。	(行為の許可) 第4条 略 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 氏名、住所及び職業(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名、事務所の所在地並びに事業の内容) (2)~(6) 略 3~5 略 (公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の許可の申請書の記載事項) 第9条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
ア 氏名及び住所
イ～コ 略
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
ア 氏名及び住所
イ～カ 略
- (3) 略
- 2 法第 6 条第 2 項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 氏名及び住所
 - (2)～(6) 略
- 3 略

別表第 2 (第 12 条関係)

- 1 法第 5 条に規定する公園施設の設置又は管理に係る使用料
 - (1) 設置し管理する場合

種別	単位	金額
略		
備考		
1・2 略		
3 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。		
4 略		

- (2) 管理する場合

種別	単位	金額
略		
備考		
1・2 略		
3 消費税法第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。		
4 略		

- 2 法第 6 条に規定する占用に係る使用料

略

備考

- 1・2 略
- 3 消費税法第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 4～6 略
- 3 第 4 条第 1 項に規定する行為に係る使用料

略

備考

- 1・2 略
- 3 消費税法第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 円未満の端数がある

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
ア 氏名、住所及び職業
イ～コ 略
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
ア 氏名、住所及び職業
イ～カ 略
- (3) 略
- 2 法第 6 条第 2 項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 氏名、住所及び職業
 - (2)～(6) 略
- 3 略

別表第 2 (第 12 条関係)

- 1 法第 5 条に規定する公園施設の設置又は管理に係る使用料
 - (1) 設置し管理する場合

種別	単位	金額
略		
備考		
1・2 略		
3 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に 100 分の 108 を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。		
4 略		

- (2) 管理する場合

種別	単位	金額
略		
備考		
1・2 略		
3 消費税法第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に 100 分の 108 を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。		
4 略		

- 2 法第 6 条に規定する占用に係る使用料

略

備考

- 1・2 略
- 3 消費税法第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に 100 分の 108 を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 4～6 略
- 3 第 4 条第 1 項に規定する行為に係る使用料

略

備考

- 1・2 略
- 3 消費税法第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に 100 分の 108 を乗じて得た額(1 円未満の端数がある

ときは、これを切り捨てた額) とする。

ときは、これを切り捨てた額) とする。

別表第 3 第 1 項第 1 号の表中「9,500円」を「9,680円」に、「14,250円」を「14,520円」に、「23,760円」を「24,200円」に、「14,960円」を「15,240円」に、「29,220円」を「29,760円」に、「34,860円」を「35,500円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「7,120円」を「7,260円」に、「11,880円」を「12,100円」に、「7,490円」を「7,630円」に、「14,620円」を「14,890円」に、「17,440円」を「17,760円」に、「10,690円」を「10,890円」に、「17,820円」を「18,150円」に、「28,510円」を「29,040円」に、「15,590円」を「15,880円」に、「33,410円」を「34,030円」に、「44,100円」を「44,920円」に、「3,990円」を「4,070円」に、「6,690円」を「6,820円」に、「5,870円」を「5,980円」に、「12,570円」を「12,800円」に、「16,560円」を「16,870円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「6,800円」を「6,930円」に、「3,490円」を「3,560円」に、「10,300円」を「10,490円」に、「3,560円」を「3,630円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「8,960円」を「9,130円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「7,340円」を「7,480円」に、「10,900円」を「11,110円」に、「1,830円」を「1,870円」に、「4,420円」を「4,510円」に、「9,50円」を「9,60円」に、「3,650円」を「3,710円」に、「5,370円」を「5,470円」に、「4,630円」を「4,710円」に、「6,170円」を「6,290円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「2,360円」を「2,400円」に、「8,540円」を「8,700円」に、「13,160円」を「13,400円」に、「2,260円」を「2,310円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「5,350円」を「5,450円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「4,220円」を「4,300円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「840円」を「850円」に改め、同表備考 1 中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項第 2 号の表中「460円」を「470円」に、「620円」を「630円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「230円」を「240円」に、「850円」を「860円」に、「1,310円」を「1,340円」に、「220円」を「230円」に、「540円」を「550円」に、「110円」を「120円」に、「640円」を「660円」に改め、同項第 3 号の表中「840円」を「850円」に、「1,120円」を「1,140円」に、「1,910円」を「1,940円」に、「1,520円」を「1,550円」に、「2,320円」を「2,360円」に、「1,830円」を「1,870円」に、「2,370円」を「2,420円」に、「4,210円」を「4,290円」に、「890円」を「910円」に、「3,270円」を「3,330円」に、「5,100円」を「5,200円」に、「880円」を「900円」に、「1,170円」を「1,190円」に、「2,000円」を「2,040円」に、

「440円」を「450円」に、

「1,600円」を「1,630円」に、「2,440円」を「2,480円」に、「350円」を「360円」に、「470円」を「480円」に、「810円」を「820円」に、「640円」を「660円」に、「980円」を「1,000円」に、「990円」を「1,010円」に、「1,310円」を「1,340円」に、「2,250円」を「2,290円」に、「490円」を「500円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「2,730円」を「2,780円」に、「5,940円」を「6,050円」に、「8,850円」を「9,020円」に、

「1回につき

830円」を

「1回につき 840円」に、
「2,050円」を「2,090円」に、「1,400円」を「1,430円」に、「10,800円」を「11,000円」に、

「1人1回につき 620円」を

「1人1回につき 630円」に、

「4,940円」を「5,030円」に、「27,250円」を「27,760円」に、「13,620円」を「13,880円」に、「6,820円」を「6,950円」に、「20,570円」を「20,950円」に、「10,290円」を「10,480円」に、

「1面1時間につき 830円」を

「1面1時間につき 840円」に改め、

別表第3第2項の表中「1,280円」を「1,300円」に、「380円」を「390円」に、「580円」を「590円」に改め、別表第3第3項の表中「1,280円」を「1,300円」に、「380円」を「390円」に、「580円」を「590円」に、「3,880円」を「3,960円」に改め、別表第3第4項の表中「4,050円」を「4,120円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「6,370円」を「6,490円」に、

「9,450円」を「9,620円」に、

「11,770円」を「11,990円」に、「15,820円」を「16,110円」に、「1,350円」を「1,370円」に、「1,820円」を「1,850円」に、「10,110円」を「10,300円」に、「13,510円」を「13,760円」に、「15,950円」を「16,240円」に、「23,610円」を「24,050円」に、「29,450円」を「29,990円」に、「39,560円」を「40,290円」に、「3,380円」を「3,440円」に、「4,550円」を「4,640円」に、「15,330円」を「15,620円」に、「20,440円」を「20,820円」に、「24,140円」を「24,590円」に、「35,760円」を「36,430円」に、「44,590円」を「45,410円」に、「59,910円」を「61,020円」に、「5,100円」を「5,200円」に、「6,890円」を「7,010円」に、「40,420円」を「41,170円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「63,740円」を「64,920円」に、「94,420円」を「96,170円」に、「117,740円」を「119,920円」に、「158,160円」を「161,090円」に、「13,470円」を「13,720円」に、「18,200円」を「18,540円」に、「2,750円」を「2,800円」に、「3,670円」を「3,740円」に、「4,010円」を「4,090円」に、「6,420円」を「6,540円」に、「7,680円」を「7,830円」に、「10,440円」を「10,630円」に、

「910円」を「930円」に、

「1,140円」を「1,160円」に、「1,010円」を「1,030円」に、「1,360円」を「1,380円」に、「1,490円」を「1,510円」に、「2,350円」を「2,390円」に、「2,850円」を「2,900円」に、「3,850円」を「3,920円」に、

「330円」を「340円」に、

「500円」を「510円」に、

「

680円	740円
------	------

」を「

690円	750円
------	------

」に、

「1,170円」を「1,190円」に、「1,420円」を「1,450円」に、「1,920円」を「1,950円」に、「210円」を「220円」に、

「

720円

」を「

730円

」に、

「960円」を「970円」に、「1,040円」を「1,060円」に、「1,680円」を「1,710円」に、「1,990円」を「2,030円」に、「2,720円」を「2,770円」に、「230円」を「240円」に、「2,260円」を「2,310円」に、「3,020円」を「3,080円」に、「3,300円」を「3,360円」に、「5,290円」を「5,390円」に、「6,320円」を「6,440円」に、「8,590円」を「8,750円」に、「750円」を「770円」に、「930円」を「950円」に、「1,400円」を「1,430円」に、

「1回につき」 330円」を

「1回につき」 340円」に、

「1,280円」を「1,300円」に、

「超過1時間につき」 380円」を

「超過1時間につき」 390円」に、

「2,200円」を「2,240円」に、「1,810円」を「1,840円」に、「600円」を「610円」に改め、同表備考3中「100分の108」を「100分の110」に改め、別表第3第5項第1号アの表中「360円」を「370円」に改め、同表備考2中「3,670円」を「3,740円」に、「1,940円」を「1,980円」に改め、同号ウの表中「13,390円」を「13,640円」に、「26,780円」を「27,280円」に、「40,170円」を「40,920円」に、「10,690円」を「10,890円」に、「37,470円」を「38,170円」に、「50,860円」を「51,810円」に、「6,690円」を「6,820円」に、「20,080円」を「20,460円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「18,790円」を「19,140円」に、「25,480円」を「25,960円」に改め、同表備考中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項第2号の表中「580円」を「590円」に改め、別表第3第6項第1号の表中「1,160円」を「1,180円」に、「1,730円」を「1,770円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同表備考1中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項第2号の表中「5,400円」を「5,500円」に、「7,190円」を「7,320円」に、「8,490円」を「8,650円」に、「12,590円」を「12,820円」に、「15,680円」を「15,970円」に、「21,080円」を「21,470円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「2,430円」を「2,470円」に、「13,510円」を「13,760円」に、「17,980円」を「18,310円」に、「21,250円」を「21,640円」に、「31,490円」を「32,070円」に、「39,230円」を「39,960円」に、「52,730円」を「53,710円」に、「4,510円」を「4,590円」に、「6,060円」を「6,180円」に、「20,440円」を「20,820円」に、「27,250円」を「27,760円」に、「32,200円」を「32,800円」に、「47,690円」を「48,570円」に、「59,450円」を「60,550円」に、「79,890円」を「81,370円」に、「6,810円」を「6,940円」に、「9,200円」を「9,370円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「71,900円」を「73,230円」に、「84,980円」を「86,550円」に、「125,900円」を「128,230円」に、「156,880円」を「159,780円」に、「210,880円」を「214,780円」に、「18,000円」を「18,330円」に、

「24,270円」を「24,720円」に、「660円」を「680円」に、

「890円」を「910円」に、

「1,050円」を「1,070円」に、「1,550円」を「1,580円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「2,600円」を「2,650円」に、「220円」を「230円」に、「1,980円」を「2,020円」に、「2,640円」を「2,690円」に、「3,120円」を「3,170円」に、「4,630円」を「4,710円」に、「5,760円」を「5,870円」に、「7,740円」を「7,880円」に、「650円」を「670円」に、「1,400円」を「1,430円」に改め、同表備考3中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項第3号の表中「210円」を「220円」に、「100円」を「110円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第4条及び第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第31号

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例（昭和36年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第12条関係） 1 競技場				別表（第12条関係） 1 競技場			
種別		利用区分及び利用料金		種別		利用区分及び利用料金	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	
競技場	職業相撲に利用する場合	4,070円	5,500円	9,570円	3,990円	5,400円	9,390円
	社会人相撲に利用する場合	2,750円	4,070円	6,930円	2,700円	3,990円	6,800円
	学生（児童及び生徒を含む。）相撲に利用する場合	2,200円	2,750円	4,950円	2,160円	2,700円	4,860円
放送設備		1回につき		1,430円	1回につき		1,400円

備考

- 1 利用者が入場料を徴収する場合においては、入場料金(消費税及び地方消費税の額を除く。)の合計額の100分の10の額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を利用料金の額に加算する。
- 2・3 略
- 2 室内練習場

種別		利用区分及び利用料金		
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
室内練習場	職業相撲に利用する場合	5,520円	7,450円	12,940円
	社会人相撲に利用する場合	3,710円	5,530円	9,400円
	学生(児童及び生徒を含む。)相撲に利用する場合	3,010円	3,700円	6,680円
略		略		

備考 略

備考

- 1 利用者が入場料を徴収する場合においては、入場料金(消費税及び地方消費税の額を除く。)の合計額の100分の10の額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を利用料金の額に加算する。
- 2・3 略
- 2 室内練習場

種別		利用区分及び利用料金		
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
室内練習場	職業相撲に利用する場合	5,420円	7,320円	12,710円
	社会人相撲に利用する場合	3,650円	5,430円	9,230円
	学生(児童及び生徒を含む。)相撲に利用する場合	2,950円	3,630円	6,560円
略		略		

備考 略

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第32号

県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例

県民水泳場設置及び管理条例(昭和41年和歌山県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「510円」を「520円」に、「250円」を「260円」に、「720円」を「730円」に改め、別表第2項中「250円」を「260円」に改め、別表第3項第1号の表中「20,570円」を「20,950円」に、「41,140円」を「41,910円」に、「61,720円」を「62,860円」に、「26,750円」を「27,240円」に、「67,880円」を「69,140円」に、「88,460円」を「90,100円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「8,220円」を「8,380円」に、「12,340円」を「12,570円」に、「5,350円」を「5,450円」に、「13,580円」を「13,830円」に、「17,690円」を「18,010円」に、「51,420円」を「52,380円」に、「102,85

0円)を「104,760円)に、「154,280円)を「157,140円)に、「66,860円)を「68,100円)に、「169,720円)を「172,860円)に、「221,150円)を「225,240円)に、「10,290円)を「10,480円)に、「30,860円)を「31,430円)に、「13,370円)を「13,610円)に、「33,940円)を「34,570円)に、「44,230円)を「45,050円)に、「123,430円)を「125,710円)に、「185,140円)を「188,570円)に、「80,230円)を「81,710円)に、「203,660円)を「207,430円)に、「265,370円)を「270,290円)に、「24,680円)を「25,140円)に、「37,030円)を「37,710円)に、「16,040円)を「16,340円)に、「40,730円)を「41,490円)に、「53,080円)を「54,060円)に、「308,570円)を「314,290円)に、「462,860円)を「471,430円)に、「200,570円)を「204,290円)に、「509,140円)を「518,570円)に、「663,430円)を「675,710円)に、「92,570円)を「94,290円)に、「40,120円)を「40,860円)に、「101,830円)を「103,710円)に、「132,680円)を「135,140円)に改め、同項第2号の表中「8,220円)を「8,380円)に、「16,450円)を「16,760円)に、「24,680円)を「25,140円)に、「10,700円)を「10,900円)に、「27,160円)を「27,660円)に、「35,390円)を「36,040円)に、「2,060円)を「2,100円)に、「4,110円)を「4,190円)に、「6,170円)を「6,290円)に、「2,670円)を「2,720円)に、「6,790円)を「6,910円)に、「8,840円)を「9,000円)に、「20,570円)を「20,950円)に、「41,140円)を「41,910円)に、「61,720円)を「62,860円)に、「26,750円)を「27,240円)に、「67,880円)を「69,140円)に、「88,460円)を「90,100円)に、「5,150円)を「5,240円)に、「10,290円)を「10,480円)に、「15,430円)を「15,710円)に、「6,680円)を「6,800円)に、「16,970円)を「17,290円)に、「22,110円)を「22,520円)に、「49,370円)を「50,290円)に、「74,060円)を「75,430円)に、「32,090円)を「32,690円)に、「81,460円)を「82,970円)に、「106,150円)を「108,110円)に、「12,340円)を「12,570円)に、「18,520円)を「18,860円)に、「8,020円)を「8,170円)に、「20,360円)を「20,740円)に、「26,540円)を「27,030円)に、「123,430円)を「125,710円)に、「185,140円)を「188,570円)に、「80,230円)を「81,710円)に、「203,660円)を「207,430円)に、「265,370円)を「270,290円)に、「30,860円)を「31,430円)に、「46,280円)を「47,140円)に、「20,060円)を「20,430円)に、「50,920円)を「51,860円)に、「66,340円)を「67,570円)に改め、別表第4項の表中「2,160円)を「2,200円)に、「4,320円)を「4,400円)に、「6,480円)を「6,600円)に、「2,800円)を「2,860円)に、「7,120円)を「7,260円)に、「9,280円)を「9,460円)に、「830円)を「840円)に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第33号

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例(平成11年和歌山県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「16,200円」を「16,500円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「27,000円」を「27,500円」に、「37,800円」を「38,500円」に、「48,600円」を「49,500円」に、「64,800円」を「66,000円」に、「7,660円」を「7,810円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「25,920円」を「26,400円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「45,360円」を「46,200円」に、「58,320円」を「59,400円」に、「77,760円」を「79,200円」に、「9,180円」を「9,350円」に、「42,120円」を「42,900円」に、「56,160円」を「57,200円」に、「71,280円」を「72,600円」に、「98,280円」を「100,100円」に、「127,440円」を「129,800円」に、「169,560円」を「172,700円」に、「20,300円」を「20,680円」に、「50,760円」を「51,700円」に、「66,960円」を「68,200円」に、「85,320円」を「86,900円」に、「117,720円」を「119,900円」に、「152,280円」を「155,100円」に、「203,040円」を「206,800円」に、「24,300円」を「24,750円」に、「60,480円」を「61,600円」に、「81,000円」を「82,500円」に、「102,600円」を「104,500円」に、「141,480円」を「144,100円」に、「183,600円」を「187,000円」に、「244,080円」を「248,600円」に、「29,260円」を「29,810円」に、「72,360円」を「73,700円」に、「97,200円」を「99,000円」に、「123,120円」を「125,400円」に、「220,320円」を「224,400円」に、「292,680円」を「298,100円」に、「35,100円」を「35,750円」に、「87,480円」を「89,100円」に、「116,640円」を「118,800円」に、「146,880円」を「149,600円」に、「204,120円」を「207,900円」に、「263,520円」を「268,400円」に、「351,000円」を「357,500円」に、「41,900円」を「42,680円」に、「104,760円」を「106,700円」に、「140,400円」を「143,000円」に、「176,040円」を「179,300円」に、「245,160円」を「249,700円」に、「316,440円」を「322,300円」に、「421,200円」を「429,000円」に、「50,220円」を「51,150円」に、「126,360円」を「128,700円」に、「168,480円」を「171,600円」に、「210,600円」を「214,500円」に、「294,840円」を「300,300円」に、「379,080円」を「386,100円」に、「505,440円」を「514,800円」に、「60,150円」を「61,270円」に改め、別表第2項の表中「4,320円」を「4,400円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「15,120円」を「15,400円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「2,370円」を「2,420円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「9,720円」を「9,900円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「17,280円」を「17,600円」に、「22,680円」を「23,100円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「11,880円」を「12,100円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「28,080円」を「28,600円」に、「38,880円」を「39,600円」に、「50,760円」を「51,700円」に、「25,920円」を「26,400円」に、「34,560円」を「35,200円」に、「45,360円」を「46,200円」に、「60,480円」を「61,600円」に、「7,340円」を「7,480円」に、「23,760円」を「24,200円」に、「31,320円」を「31,900円」に、「41,040円」を「41,800円」に、「55,080円」を「56,100円」に、「72,360円」を「73,700円」に、「8,850円」を「9,020円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「29,160円」を「29,700円」に、「36,720円」を「37,400円」に、「65,880円」を「67,100円」に、「87,480円」を「89,100円」に、「10,470円」を「10,670円」に、「44,280円」を「45,100円」に、「78,840円」を「80,300円」に、「104,760円」を「106,700円」に、「12,630円」を「12,870円」に、「42,120円」を「42,900円」に、「52,920円」を「53,900円」に、「73,440円」を「74,800円」に、「95,040円」を「96,800円」に、「126,360円」を「128,700円」に改め、別表第3項の表中

「2,910円」を「2,970円」に、「3,880円」を「3,960円」に、「5,070円」を「5,170円」に、「6,800円」を「6,930円」に、「8,960円」を「9,130円」に、「11,880円」を「12,100円」に、「100円」を「110円」に、「3,560円」を「3,630円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「5,940円」を「6,050円」に、「8,310円」を「8,470円」に、「10,690円」を「10,890円」に、「14,250円」を「14,520円」に、「120円」を「130円」に改め、別表第4項の表中「1,620円」を「1,650円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「4,860円」を「4,950円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「100円」を「110円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,530円」を「4,620円」に、「5,830円」を「5,940円」に、「7,770円」を「7,920円」に、「120円」を「130円」に改め、別表第5項の表中「1,290円」を「1,320円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「2,370円」を「2,420円」に、「3,020円」を「3,080円」に、「4,100円」を「4,180円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「2,260円」を「2,310円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「5,290円」を「5,390円」に、「6,800円」を「6,930円」に、「9,070円」を「9,240円」に、「2,910円」を「2,970円」に、「3,880円」を「3,960円」に、「4,860円」を「4,950円」に、「8,740円」を「8,910円」に、「11,660円」を「11,880円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第34号

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県建築基準法施行条例（平成13年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(角敷地における建築制限) 第5条 都市計画区域及び準都市計画区域内において、幅員がそれぞれ6メートル未満の道路が同一平面で交差する箇所又は幅員6メートル未満の道路が屈曲する箇所にある敷地にあつては、その角敷地の隅角をはさむ辺の交点を頂点とし、これらの辺を等辺とする底辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分（地盤面下の部分を除く。）に突き出して建築物を建築し、又は擁壁その他の工作物を築造してはならない。ただし、角敷地の隅角が120度以上の場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(敷地が道路に接する部分の長さ) 第6条 都市計画区域又は準都市計画区域内にある次の各号に掲げる用途に供する建築物の敷地は、道路に4メートル以上接しなければならない。</p>	<p>(角敷地における建築制限) 第5条 都市計画区域内において、幅員がそれぞれ6メートル未満の道路が同一平面で交差する箇所又は幅員6メートル未満の道路が屈曲する箇所にある敷地にあつては、その角敷地の隅角をはさむ辺の交点を頂点とし、これらの辺を等辺とする底辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分（地盤面下の部分を除く。）に突き出して建築物を建築し、又は擁壁その他の工作物を築造してはならない。ただし、角敷地の隅角が120度以上の場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(敷地が道路に接する部分の長さ) 第6条 都市計画区域内にある次の各号に掲げる用途に供する建築物の敷地は、道路に4メートル以上接しなければならない。</p>

(1)～(5) 略

(劇場等の敷地と道路との関係)

第8条 都市計画区域又は準都市計画区域内にある劇場等の用途に供する建築物の敷地は、次の表の左欄に掲げる客席の床面積の合計に応じて、同表の右欄に掲げる幅員を有する道路に接しなければならない。

表 略

2・3 略

(百貨店、マーケット又はその他の物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係)

第9条 都市計画区域又は準都市計画区域内にある百貨店、マーケット又はその他の物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるものの敷地は、2以上の道路に接しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

(自動車車庫等の敷地と道路との関係)

第12条 都市計画区域又は準都市計画区域内にある自動車車庫等の用途に供する建築物でこれらの用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるものの敷地については、次の各号のいずれかに該当する道路に接する部分には自動車の出入口を設けてはならない。

(1)～(3) 略

(自動車車庫等の前面の空地)

第13条 都市計画区域又は準都市計画区域内にある自動車車庫等の用途に供する建築物の敷地には、前面道路の通行を見通すことができるように、道路に接する自動車の出入口から1メートル以上(当該出入口が幅員6メートル未満の道路に接する場合には、2メートル以上)の空地又は空間を設けなければならない。

(特定の建築物に対する適用除外)

第16条 次に掲げる建築物については、第5条から第14条までの規定は、適用しない。

- (1) 法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた建築物
- (2) 法第87条の3第1項又は第2項の規定の適用を受ける建築物
- (3) 法第87条の3第5項又は第6項の規定による許可を受けた建築物

(1)～(5) 略

(劇場等の敷地と道路との関係)

第8条 都市計画区域内にある劇場等の用途に供する建築物の敷地は、次の表の左欄に掲げる客席の床面積の合計に応じて、同表の右欄に掲げる幅員を有する道路に接しなければならない。

表 略

2・3 略

(百貨店、マーケット又はその他の物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係)

第9条 都市計画区域内にある百貨店、マーケット又はその他の物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるものの敷地は、2以上の道路に接しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

(自動車車庫等の敷地と道路との関係)

第12条 都市計画区域内にある自動車車庫等の用途に供する建築物でこれらの用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるものの敷地については、次の各号のいずれかに該当する道路に接する部分には自動車の出入口を設けてはならない。

(1)～(3) 略

(自動車車庫等の前面の空地)

第13条 都市計画区域内にある自動車車庫等の用途に供する建築物の敷地には、前面道路の通行を見通すことができるように、道路に接する自動車の出入口から1メートル以上(当該出入口が幅員6メートル未満の道路に接する場合には、2メートル以上)の空地又は空間を設けなければならない。

(仮設建築物に対する適用除外)

第16条 法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設建築物については、第5条から第14条までの規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第35号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例(昭和31年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>5 日高港（塩屋地区に限る。）の港湾施設の使用料の額は、第5条第2項及び前項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>注</p> <p>1～4 略</p> <p>5 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるもの及び同法第7条の規定により免除されるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>6 略</p> <p>別表第1（第4条、第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>注</p> <p>1～12 略</p> <p>13 消費税法第6条の規定により非課税とされるもの及び同法第7条の規定により免除されるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>14 略</p> <p>別表第2（第17条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての利用料金の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>6 略</p>	<p>付 則</p> <p>5 日高港（塩屋地区に限る。）の港湾施設の使用料の額は、第5条第2項及び前項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>注</p> <p>1～4 略</p> <p>5 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるもの及び同法第7条の規定により免除されるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>6 略</p> <p>別表第1（第4条、第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>注</p> <p>1～12 略</p> <p>13 消費税法第6条の規定により非課税とされるもの及び同法第7条の規定により免除されるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>14 略</p> <p>別表第2（第17条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての利用料金の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>6 略</p>

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第36号

和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例

和歌山県漁港管理条例（昭和41年和歌山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等) 第13条 第9条の規定により知事に届出をした者又は第10条第1項若しくは第11条第1項の規定により知事の許可を受けた者は、それぞれ別表第1に定める使用料又は占用料(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くもの)にあつては、同表に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額。以下「使用料等」という。)を知事に納付しなければならない。この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>(土砂採取料等) 第13条の2 漁港の区域内の水域(県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者(以下「採取者等」という。)は、それぞれ別表第2に定める土砂採取料又は占用料(消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くもの)にあつては、同表に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額。以下「土砂採取料等」という。)を知事に納付しなければならない。この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第3(第23条関係) 1 漁港施設利用料金(第9条の規定による届出及び第11条第1項の規定による許可(漁港利用調整施設に係る許可を除く。))に係る利用料金)</p> <div data-bbox="233 1182 770 1234" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1～6 略 7 利用料金の額(駐車場のうち一般駐車場における一般駐車に係る利用料金の額を除く。)は、この表により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>2 漁港利用調整施設利用料金(第11条第1項の規定による許可に係る利用料金)</p> <div data-bbox="233 1518 770 1570" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1～3 略 4 利用料金の額は、この表により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>	<p>(使用料等) 第13条 第9条の規定により知事に届出をした者又は第10条第1項若しくは第11条第1項の規定により知事の許可を受けた者は、それぞれ別表第1に定める使用料又は占用料(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くもの)にあつては、同表に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額。以下「使用料等」という。)を知事に納付しなければならない。この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>(土砂採取料等) 第13条の2 漁港の区域内の水域(県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者(以下「採取者等」という。)は、それぞれ別表第2に定める土砂採取料又は占用料(消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くもの)にあつては、同表に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額。以下「土砂採取料等」という。)を知事に納付しなければならない。この場合において、算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第3(第23条関係) 1 漁港施設利用料金(第9条の規定による届出及び第11条第1項の規定による許可(漁港利用調整施設に係る許可を除く。))に係る利用料金)</p> <div data-bbox="834 1182 1372 1234" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1～6 略 7 利用料金の額(駐車場のうち一般駐車場における一般駐車に係る利用料金の額を除く。)は、この表により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>2 漁港利用調整施設利用料金(第11条第1項の規定による許可に係る利用料金)</p> <div data-bbox="834 1518 1372 1570" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1～3 略 4 利用料金の額は、この表により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第13条の2第1項後段の改正規定は、公布の日から施行する。

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第37号

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

南紀白浜空港条例（昭和43年和歌山県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(着陸料等の納付) 第16条 空港に着陸し、及び停留した者は、別表第1に定める着陸料及び停留料（消費税法（昭和63年法律第108号）第7条の規定により消費税を免除されるものを除くものについては、同表に定める額に100分の110を乗じて得た額。以下「着陸料等」という。）を規則で定めるところにより納付しなければならない。この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(土地等の使用料の納付) 第18条 空港内の土地等を使用する者は、別表第2に定める使用料（消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、同表に定める使用料に100分の110を乗じて得た額）を規則で定めるところにより納付しなければならない。この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(利用料金等) 第25条 空港を利用しようとする者は、当該空港の管理を指定管理者が行っている場合には、当該指定管理者に当該空港（当該指定管理者が管理する部分に限る。）の利用に係る料金（<u>着陸料等を除く。</u>以下この条において「利用料金」という。）を規則で定めるところにより納めなければならない。この場合において、第18条及び第32条第1項の規定は、適用しない。 2 略 3 利用料金の額は、知事が第20条の規定による指定をせず、かつ、第27条の規定による設定をしない場合における第18条の規定により納付すべき使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。 4・5 略</p> <p>(利用料金等) 第32条 空港を利用する者は、当該空港の運営等を運営権者が実施している場合には、当該運営権者に当該空港（当該運営権者が運営等を実施する部分に限る。）の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を規則で定めるところにより支払わなければならない。この場合において、第16条、第18条、<u>第25条第1項及び付則第2項から第6項までの規定は、適用しない。</u> 2 略</p>	<p>(着陸料等の納付) 第16条 空港に着陸し、及び停留した者は、別表第1に定める着陸料及び停留料（消費税法（昭和63年法律第108号）第7条の規定により消費税を免除されるものを除くものについては、同表に定める額に100分の108を乗じて得た額。以下「着陸料等」という。）を規則で定めるところにより納付しなければならない。この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(土地等の使用料の納付) 第18条 空港内の土地等を使用する者は、別表第2に定める使用料（消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、同表に定める使用料に100分の108を乗じて得た額）を規則で定めるところにより納付しなければならない。この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(利用料金等) 第25条 空港を利用しようとする者は、当該空港の管理を指定管理者が行っている場合には、当該指定管理者に当該空港（当該指定管理者が管理する部分に限る。）の利用に係る料金（<u>以下この条において「利用料金」という。</u>）を規則で定めるところにより納めなければならない。この場合において、第16条、第18条及び第32条第1項の規定は、適用しない。 2 略 3 利用料金の額は、知事が第20条の規定による指定をせず、かつ、第27条の規定による設定をしない場合における第16条、第18条及び附則第2項から第6項までの規定により納付すべき着陸料等及び使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。 4・5 略</p> <p>(利用料金等) 第32条 空港を利用する者は、当該空港の運営等を運営権者が実施している場合には、当該運営権者に当該空港（当該運営権者が運営等を実施する部分に限る。）の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を規則で定めるところにより支払わなければならない。この場合において、第16条、第18条及び第25条第1項の規定は、適用しない。 2 略</p>

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第25条及び第32条の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第38号

和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例

和歌山下津港入港料条例（昭和52年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入港料の徴収）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 入港料は、入港1回につき総トン数（はしけ等でトン数を表示しない船舶については、貨物積載可能トン数とする。次項において同じ。）1トン又はその端数ごとに2円20銭（以下「基準料率」という。）とする。この場合において、曳航して航行する船舶については、各船舶ごとに入港料を算定する。</p> <p>3 前項前段の規定にかかわらず、外航運送に従事する船舶（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。）に係る入港料については、入港1回につき総トン数1トン又はその端数ごとに基準料率から20銭を減じた額とし、内航船舶（本邦の港と本邦以外の地域の港との間を往来する船舶以外の船舶をいう。）に係る入港料については、入港1回につき総トン数1トン又はその端数ごとに基準料率からその2分の1を減じた額とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>（入港料の徴収）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 入港料は、入港1回につき総トン数（はしけ等でトン数を表示しない船舶については、貨物積載可能トン数とする。次項において同じ。）1トン又はその端数ごとに2円16銭（以下「基準料率」という。）とする。この場合において、曳航して航行する船舶については、各船舶ごとに入港料を算定する。</p> <p>3 前項前段の規定にかかわらず、外航運送に従事する船舶（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。）に係る入港料については、入港1回につき総トン数1トン又はその端数ごとに基準料率から16銭を減じた額とし、内航船舶（本邦の港と本邦以外の地域の港との間を往来する船舶以外の船舶をいう。）に係る入港料については、入港1回につき総トン数1トン又はその端数ごとに基準料率からその2分の1を減じた額とする。</p> <p>4・5 略</p>

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

和歌山県マリナー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第39号

和歌山県マリナー条例の一部を改正する条例

和歌山県マリナー条例（平成7年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第7条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 第4条第1項に規定する行為に係る使用料</p>	<p>別表第1（第7条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 第4条第1項に規定する行為に係る使用料</p>

略

- 備考
- 1・2 略
 - 3 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
 - 4 略
 - 3 第6条第1項に規定する工作物その他の設備の設置に係る使用料

略

- 備考
- 1 略
 - 2 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
 - 3 略

別表第2(第20条関係)

略

- 備考
- 1~8 略
 - 9 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くもの(北側駐車場及び北側緑地駐車場の利用に係るものを除く。)についての利用料金の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
 - 10 略

略

- 備考
- 1・2 略
 - 3 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
 - 4 略
 - 3 第6条第1項に規定する工作物その他の設備の設置に係る使用料

略

- 備考
- 1 略
 - 2 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
 - 3 略

別表第2(第20条関係)

略

- 備考
- 1~8 略
 - 9 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くもの(北側駐車場及び北側緑地駐車場の利用に係るものを除く。)についての利用料金の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
 - 10 略

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

和歌山県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第40号

和歌山県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾占用料等徴収条例(平成12年和歌山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)
略	略
備考	備考
1~4 略	1~4 略
5 消費税法(昭和63年法律第108号)第6	5 消費税法(昭和63年法律第108号)第6

条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

6 略

別表第2(第2条関係)

略

備考

1~3 略

4 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての土砂採取料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

6 略

別表第2(第2条関係)

略

備考

1~3 略

4 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての土砂採取料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

和歌山県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第41号

和歌山県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県海岸占用料等徴収条例(平成12年和歌山県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1~5 略</p> <p>6 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>7 略</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1~3 略</p> <p>4 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての土石採取料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1~5 略</p> <p>6 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>7 略</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1~3 略</p> <p>4 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての土石採取料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

和歌山県海底の土地使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第42号

和歌山県海底の土地使用料徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県海底の土地使用料徴収条例（平成19年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>備考 1～5 略 6 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 7 略</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>備考 1～3 略 4 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>備考 1～5 略 6 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 7 略</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>備考 1～3 略 4 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

和歌山県みなとまち条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第43号

和歌山県みなとまち条例の一部を改正する条例

和歌山県みなとまち条例（平成27年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

別表第1(第7条関係)

1 第5条第2項に規定するみなとまち港湾施設用地の使用に係る使用料

略

備考

- 1 略
- 2 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるもの及び同法第7条の規定により免除されるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 3 略
- 2 第6条第1項に規定する行為に係る使用料

種別		使用料
物品の 販売	売店(自動販売機を含む。)を設置する場合	1平方メートル1年につき <u>877円</u>
	その他の場合	1人1日につき <u>610円</u>
略		

備考

- 1・2 略
- 3 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 4 略

別表第2(第21条関係)

1 運動広場等

種別	利用料金
運動広場	使用時間1時間につき <u>429円</u>
ゲートボール場	使用時間1時間につき <u>429円</u>

備考

- 1 利用期間が1時間に満たないとき、又は1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 2 略

別表第1(第7条関係)

1 第5条第2項に規定するみなとまち港湾施設用地の使用に係る使用料

略

備考

- 1 略
- 2 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるもの及び同法第7条の規定により免除されるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 3 略
- 2 第6条第1項に規定する行為に係る使用料

種別		使用料
物品の 販売	売店(自動販売機を含む。)を設置する場合	1平方メートル1年につき <u>950円</u>
	その他の場合	1人1日につき <u>650円</u>
略		

備考

- 1・2 略
- 3 興行、展示会、競技会及び博覧会に係る使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 4 略

別表第2(第21条関係)

1 運動広場等

種別	利用料金
運動広場	使用時間1時間につき <u>463円</u>
ゲートボール場	使用時間1時間につき <u>463円</u>

備考

- 1 利用期間が1時間に満たないとき、又は1時間に満たない端数があるときは1時間として計算する。
- 2 略

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第2第1項の表備考中「ときは」を「ときは、」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第44号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第45号

和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立体育館設置及び管理条例(昭和39年和歌山県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「8,100円」を「8,250円」に、「10,780円」を「10,980円」に、「12,750円」を「12,990円」に、「18,880円」を「19,230円」に、「23,540円」を「23,980円」に、「25,310円」を「25,780円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「20,250円」を「20,620円」に、「26,980円」を「27,480円」に、「31,880円」を「32,470円」に、「47,220円」を「48,100円」に、「58,860円」を「59,950円」に、「79,090円」を「80,560円」に改め、同項第2号の表中「42,500円」を「43,290円」に、「56,660円」を「57,710円」に、「66,940円」を「68,180円」に、「99,160円」を「101,000円」に、「123,600円」を「125,890円」に、「166,100円」を「169,180円」に、「10,690円」を「10,890円」に、「28,330円」を「28,860円」に、「37,780円」を「38,480円」に、「44,620円」を「45,450円」に、「66,110円」を「67,340円」に、「82,400円」を「83,930円」に、「110,740円」を「112,790円」に、「8,100円」を「8,250円」に、「80,950円」を「82,450円」に、「107,930円」を「109,930円」に、「127,490円」を「129,850円」に、「188,880円」を「192,370円」に、「235,420円」を「239,780円」に、「316,370円」を「322,230円」に、「26,560円」を「27,060円」に改め、別表第2項の表中「1,620円」を「1,650円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「6,370円」を「6,490円」に、「500円」を「510円」に、「5,610円」を「5,720円」に、「7,450円」を「7,590円」に、「9,180円」を「9,350円」に、「13,060円」を「13,310円」に、「16,630円」を「16,940円」に、「22,240円」を「22,660円」に、「2,050円」を「2,090円」に改め、別表第3項中「及び控室」を削り、同項の表中「1,400円」を「1,430円」に、「2,800円」を「2,860円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「390円」を「400円」に改め、同表控室の項を削り、別表第4項の表中

1基1日	3,340円	を
------	--------	---

1基1日	3,410円	に、
------	--------	----

ピアノ	1台1日	3,340円	を
補助いす	1脚1日	20円	

補助いす	1脚1日	20円	に、
------	------	-----	----

「1,400円」を「1,430円」に、「330円」を「340円」に、

「 | | | |

リング	一式1日	3,340円	を
-----	------	--------	---

「

--	--	--	--

」に

改め、別表備考3中「100分の108」を「100分の110」に、「108分の100」を「110分の100」に改め、同表備考5中「2,320円」を「2,360円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「770円」を「790円」に改め、同表備考6を次のように改める。

6 体育場及び補助体育場をアマチュアスポーツに利用する場合における附属設備の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。

別表備考7中「6(2)」を「6」に改め、同表備考8中「、会議室及び控室」を「及び会議室」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第3項中「及び控室」及び同項の表控室の項を削る改正規定、別表第4項の表中

ピアノ	1台1日	3,340円	を
補助いす	1脚1日	20円	

補助いす	1脚1日	20円	に、
------	------	-----	----

リング	一式1日	3,340円	を
-----	------	--------	---

「

--	--	--	--

」に

改める改正規定並びに別表備考6から備考8までの改正規定については、同年4月1日から施行する。

和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第46号

和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立武道館設置及び管理条例(昭和44年和歌山県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

--	--	--	--

改正後				改正前			
別表(第14条関係) 1 武道場				別表(第14条関係) 1 武道場			
種別		利用区分及び利用料金		種別		利用区分及び利用料金	
体育・スポーツの競技会その他催物に利用する場合		1時間につき <u>1,070円</u>		体育・スポーツの競技会その他催物に利用する場合		1時間につき <u>1,050円</u>	
体育・スポーツの練習に利用する場合	団体で利用する場合	一般人又は学生	1人1時間につき <u>110円</u>	団体で利用する場合	一般人又は学生	1人1時間につき <u>100円</u>	
		略	略		略	略	
	個人で利用する場合	一般人又は学生	1人1時間につき <u>120円</u>	個人で利用する場合	一般人又は学生	1人1時間につき <u>110円</u>	
		略	略		略	略	
期間を定めて体育・スポーツの練習に利用する場合	1か月	一般人又は学生	1人につき <u>660円</u>	1か月	一般人又は学生	1人につき <u>640円</u>	
		生徒、児童又は幼児	1人につき <u>530円</u>		生徒、児童又は幼児	1人につき <u>520円</u>	
	3か月	一般人又は学生	1人につき <u>1,700円</u>	3か月	一般人又は学生	1人につき <u>1,670円</u>	
		生徒、児童又は幼児	1人につき <u>1,190円</u>		生徒、児童又は幼児	1人につき <u>1,170円</u>	
2 附属設備				2 附属設備			
種別		単位	利用料金	種別		単位	利用料金
略		略	略	略		略	略
拡声器	アンプ	1基1日	<u>1,430円</u>	拡声器	アンプ	1基1日	<u>1,400円</u>
	マイク	1本1日	<u>340円</u>		マイク	1本1日	<u>330円</u>
略		略	略	略		略	略
扇風機		1台1日	<u>360円</u>	扇風機		1台1日	<u>350円</u>
略		略	略	略		略	略
3 略 備考 略				3 略 備考 略			

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第47号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ

ブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第86号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「17,330円」を「17,650円」に、「23,100円」を「23,520円」に、「21,660円」を「22,060円」に、「34,360円」を「35,000円」に、「38,040円」を「38,750円」に、「50,230円」を「51,160円」に、「26,000円」を「26,480円」に、「34,650円」を「35,290円」に、「32,490円」を「33,090円」に、「51,550円」を「52,510円」に、「57,070円」を「58,130円」に、「75,350円」を「76,740円」に、

「

」を「

」に、

「10,730円」を「10,930円」に、「10,060円」を「10,250円」に、「15,960円」を「16,250円」に、「17,670円」を「18,000円」に、「23,320円」を「23,760円」に、「24,140円」を「24,590円」に、「32,190円」を「32,790円」に、「30,180円」を「30,740円」に、「47,880円」を「48,770円」に、「53,010円」を「53,990円」に、「69,980円」を「71,280円」に、「5,880円」を「5,990円」に、「7,850円」を「7,990円」に、「7,350円」を「7,490円」に、「11,670円」を「11,890円」に、「12,920円」を「13,160円」に、「17,060円」を「17,380円」に、「6,260円」を「6,380円」に、「8,340円」を「8,500円」に、「7,830円」を「7,970円」に、「12,420円」を「12,650円」に、「13,740円」を「14,000円」に、「18,140円」を「18,480円」に、「3,870円」を「3,940円」に、「5,170円」を「5,260円」に、「4,840円」を「4,930円」に、「7,680円」を「7,830円」に、「8,510円」を「8,660円」に、「11,230円」を「11,440円」に、「6,860円」を「6,990円」に、「9,140円」を「9,310円」に、「8,570円」を「8,730円」に、「13,600円」を「13,860円」に、「15,060円」を「15,340円」に、「19,870円」を「20,240円」に、「4,290円」を「4,370円」に、「5,720円」を「5,830円」に、「5,360円」を「5,460円」に、「9,410円」を「9,590円」に、「12,430円」を「12,660円」に、「3,580円」を「3,650円」に、「4,770円」を「4,860円」に、「4,480円」を「4,560円」に、「7,100円」を「7,230円」に、「7,860円」を「8,000円」に、「10,360円」を「10,560円」に改め、別表第2項の表中「43,200円」を「44,000円」に、「51,840円」を「52,800円」に、「128,520円」を「130,900円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「62,640円」を「63,800円」に、「154,440円」を「157,300円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「112,320円」を「114,400円」に、「135,000円」を「137,500円」に、「336,960円」を「343,200円」に、「33,480円」を「34,100円」に、「162,000円」を「165,000円」に、「405,000円」を「412,500円」に、「41,040円」を「41,800円」に、「194,400円」を「198,000円」に、「484,920円」を「493,900円」に、「48,600円」を「49,500円」に、「233,280円」を「237,600円」に、「582,120円」を「592,900円」に、「58,320円」を「59,400円」に、「279,720円」を「284,900円」に、「698,760円」を「711,700円」に、「70,200円」を「71,500円」に、「335,880円」を「342,100円」に、「839,160円」を「854,700円」に、「84,240円」を「85,800円」に、「403,920円」を「411,400円」に、「1,007,640円」を「1,026,300円」に、「101,520円」を「103,400円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「2,160円」を「

2,200円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「23,760円」を「24,200円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「17,280円」を「17,600円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「11,880円」を「12,100円」に改め、別表第3項の表中「11,800円」を「12,020円」に、「15,740円」を「16,030円」に、「20,460円」を「20,840円」に、「24,780円」を「25,240円」に、「32,580円」を「33,180円」に、「38,400円」を「39,110円」に、「4,730円」を「4,810円」に、「14,150円」を「14,420円」に、「18,880円」を「19,230円」に、「24,550円」を「25,010円」に、「29,740円」を「30,290円」に、「39,080円」を「39,800円」に、「46,080円」を「46,930円」に、「5,650円」を「5,760円」に、「29,500円」を「30,050円」に、「39,340円」を「40,070円」に、「51,150円」を「52,100円」に、「61,970円」を「63,110円」に、「81,440円」を「82,950円」に、「96,000円」を「97,770円」に、「35,410円」を「36,060円」に、「47,210円」を「48,090円」に、「61,380円」を「62,520円」に、「74,350円」を「75,730円」に、「97,740円」を「99,550円」に、「115,200円」を「117,330円」に、「14,160円」を「14,430円」に、「44,240円」を「45,060円」に、「59,020円」を「60,110円」に、「76,720円」を「78,140円」に、「92,930円」を「94,650円」に、「122,160円」を「124,430円」に、「143,980円」を「146,650円」に、「17,700円」を「18,020円」に、「53,090円」を「54,070円」に、「70,830円」を「72,140円」に、「92,070円」を「93,770円」に、「111,520円」を「113,580円」に、「146,590円」を「149,310円」に、「172,780円」を「175,980円」に、「21,230円」を「21,620円」に、「73,740円」を「75,100円」に、「98,360円」を「100,180円」に、「127,870円」を「130,240円」に、「154,890円」を「157,760円」に、「203,620円」を「207,390円」に、「239,970円」を「244,420円」に、「88,490円」を「90,130円」に、「118,040円」を「120,230円」に、「153,440円」を「156,280円」に、「185,870円」を「189,320円」に、「244,330円」を「248,860円」に、「287,970円」を「293,300円」に、「35,400円」を「36,050円」に、「5,140円」を「5,230円」に、「6,850円」を「6,980円」に、「8,910円」を「9,070円」に、「10,780円」を「10,980円」に、「14,190円」を「14,450円」に、「16,710円」を「17,020円」に、「2,060円」を「2,100円」に、「6,160円」を「6,280円」に、「8,210円」を「8,370円」に、「10,690円」を「10,890円」に、「12,940円」を「13,180円」に、「17,030円」を「17,340円」に、「20,060円」を「20,430円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「20,530円」を「20,910円」に、「27,410円」を「27,910円」に、「35,620円」を「36,280円」に、「43,140円」を「43,940円」に、「56,720円」を「57,770円」に、「66,840円」を「68,070円」に、「8,200円」を「8,360円」に、「24,630円」を「25,090円」に、「32,880円」を「33,490円」に、「42,750円」を「43,540円」に、「51,770円」を「52,730円」に、「68,060円」を「69,320円」に、「80,210円」を「81,690円」に、「9,860円」を「10,040円」に、「30,800円」を「31,370円」に、「41,100円」を「41,860円」に、「53,430円」を「54,420円」に、「64,710円」を「65,910円」に、「85,090円」を「86,660円」に、「100,260円」を「102,120円」に、「12,320円」を「12,550円」に、「36,950円」を「37,640円」に、「49,320円」を「50,230円」に、「64,130円」を「65,310円」に、「77,650円」を「79,090円」に、「102,100円」を「103,990円」に、「120,320円」を「122,550円」に、「14,780円」を「15,050円」に、「12,840円」を「13,070円」に、「17,120円」を「17,440円」に、「22,260円」を「

22,680円」に、「26,970円」を「27,470円」に、「35,450円」を「36,110円」に、「41,780円」を「42,550円」に、「15,410円」を「15,690円」に、「20,550円」を「20,930円」に、「26,730円」を「27,220円」に、「32,360円」を「32,960円」に、「42,540円」を「43,320円」に、「50,130円」を「51,060円」に、「51,330円」を「52,280円」に、「68,500円」を「69,770円」に、「89,050円」を「90,700円」に、「107,840円」を「109,840円」に、「141,800円」を「144,430円」に、「167,100円」を「170,200円」に、「61,590円」を「62,730円」に、「82,200円」を「83,730円」に、「106,870円」を「108,850円」に、「129,410円」を「131,810円」に、「170,160円」を「173,310円」に、「200,520円」を「204,230円」に、「4,690円」を「4,780円」に、「6,250円」を「6,360円」に、「8,130円」を「8,280円」に、「15,260円」を「15,540円」に、「1,870円」を「1,910円」に、

「5,620円」を「5,730円」に、

「7,510円」を「7,650円」に、「9,750円」を「9,930円」に、「11,830円」を「12,050円」に、「15,540円」を「15,820円」に、「18,310円」を「18,650円」に、「2,250円」を「2,290円」に改め、別表第4項の表中「7,200円」を「7,330円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第48号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数) 第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 高等学校 <u>2,007人</u> (3) 特別支援学校 <u>1,075人</u></p> <p>第3条 県立の学校以外の教育機関の職員の定数は、<u>91人</u>とする。</p> <p>第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） <u>3,956人</u> 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） <u>2,158人</u></p>	<p>(定数) 第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 高等学校 <u>2,010人</u> (3) 特別支援学校 <u>1,084人</u></p> <p>第3条 県立の学校以外の教育機関の職員の定数は、<u>92人</u>とする。</p> <p>第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） <u>3,939人</u> 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） <u>2,200人</u></p>

(2) 略

(2) 略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第49号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当) 第21条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。)にあっては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第22条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>(特定幹部警察官にあっては、<u>100分の112.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の警察官のうち再任用警察官 当該再任用警察官の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>(特定幹部警察官にあっては、<u>100分の55</u>)を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当) 第21条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。)にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第22条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>(特定幹部警察官にあっては、<u>100分の115</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の警察官のうち再任用警察官 当該再任用警察官の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(特定幹部警察官にあっては、<u>100分の57.5</u>)を乗じて得た額の総額</p>

3～5 略

3～5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第50号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(和歌山県使用料及び手数料条例の一部改正)

第 1 条 和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和22年和歌山県条例第28号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料 (第2条関係) 1～14の2 略 15 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号。以下この項において「法」という。) の施行に関する事務 (1)～(4) 略 (5) 政令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施 ア 略 イ 実技試験 (1級、2級、3級、基礎級及び単一等級)		別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料 (第2条関係) 1～14の2 略 15 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号。以下この項において「法」という。) の施行に関する事務 (1)～(4) 略 (5) 政令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施 ア 略 イ 実技試験 (1級、2級、3級、基礎級及び単一等級)	
職種名	金額 (1件につき)	職種名	金額 (1件につき)
略		略	
金属プレス加工 鉄工 ダイカスト 油圧装置調整 縫製機械整備 建設機械整備農業機械整備 紳士服製造 みそ製造 建築大工 左官 ブロック建築 タイル張り 配管 鉄筋施工 印章彫刻 塗装 塗料調色 造園 冷凍空気調和機器施工 染色 陶磁器製造 菓子製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 とび 築炉 コンクリート圧送施工 カーテンウォール施工 バルコニー施工 金属材料試験 貴金属装身具製作 工業包装 園芸装飾 さく井 金属溶解 鋳造 鍛造 金属熱処理 粉末冶金 機械加工 放電加工 金型製作 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 溶射 金属ばね製造 ロープ加工 仕上げ 切削工 具研削 電子回路接続 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 産業車両整備 鉄道車両製造・整備	略	略	
金属プレス加工 鉄工 ダイカスト 油圧装置調整 縫製機械整備 建設機械整備農業機械整備 紳士服製造 みそ製造 建築大工 左官 ブロック建築 タイル張り 配管 鉄筋施工 印章彫刻 塗装 塗料調色 造園 冷凍空気調和機器施工 染色 陶磁器製造 菓子製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 とび 築炉 コンクリート圧送施工 カーテンウォール施工 バルコニー施工 金属材料試験 貴金属装身具製作 工業包装 園芸装飾 さく井 金属溶解 鋳造 鍛造 金属熱処理 粉末冶金 機械加工 放電加工 金型製作 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 溶射 金属ばね製造 ロープ加工 仕上げ 切削工 具研削 電子回路接続 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 産業車両整備 鉄道車両製造・整備	略	略	略

時計修理 光学機器製造 内燃
 機関組立て 空気圧装置組立て
 ニット製品製造 寝具製作
 帆布製品製造 布はく縫製 機
 械木工 家具製作 建具製作
 紙器・段ボール箱製造 プリプ
 レス 印刷 製本 プラスチック
 成形 強化プラスチック成形
 石材施工 パン製造 製麺
 水産練り製品製造 酒造 枠組
 壁建築 かわらぶき エーエル
 シーパネル施工 畳製作 厨房
 設備施工 型枠施工 防水施工
 樹脂接着剤注入施工 内装仕
 上げ施工 熱絶縁施工 サッシ
 施工 自動ドア施工 ガラス施
 工 ウェルポイント施工 化学
 分析 表装 路面標示施工 広
 告美術仕上げ 義肢・装具製作
 舞台機構調整 写真 産業洗
 浄 商品装飾展示 フラワー装
 飾

時計修理 光学機器製造 内燃
 機関組立て 空気圧装置組立て
 ニット製品製造 寝具製作
 帆布製品製造 布はく縫製 機
 械木工 家具製作 建具製作
 紙器・段ボール箱製造 製版
 印刷 製本 プラスチック成形
 強化プラスチック成形 石材
 施工 パン製造 製麺 水産練
 り製品製造 酒造 枠組壁建築
 かわらぶき エーエルシーパ
 ネル施工 畳製作 厨房設備施
 工 型枠施工 防水施工 樹脂
 接着剤注入施工 内装仕上げ施
 工 熱絶縁施工 サッシ施工
 自動ドア施工 ガラス施工 ウ
 ェルポイント施工 化学分析
 表装 路面標示施工 広告美術
 仕上げ 義肢・装具製作 舞台
 機構調整 写真 産業洗浄 商
 品装飾展示 フラワー装飾

備考 略
 ウ 略
 備考 略
 16～36 略

備考 略
 ウ 略
 備考 略
 16～36 略

別表第 3 別表第 2 に掲げる手数料以外の手数料
 (第 2 条関係)
 1～11 略
 12 畜産関係事務
 (1) 略
 (2) 家畜診療検査等 農業保険法施行規則 (平成 29 年農林水産省令第 63 号) 第 117 条第 1 項の規定により農林水産大臣が定める点数によって家畜診療検査等ごとに計算される総点数を同項の規定により農林水産大臣が定める 1 点の価額に乗じて得た金額 (その額を算定することができないときは、知事が別に定める額)
 (3)～(13) 略
 13～20 略

別表第 3 別表第 2 に掲げる手数料以外の手数料
 (第 2 条関係)
 1～11 略
 12 畜産関係事務
 (1) 略
 (2) 家畜診療検査等 昭和 30 年農林省告示第 778 号 (農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等) 第 1 項家畜共済診療点数表の B 種による額に準ずる。ただし、特に必要がある場合においては、知事が別にその額を定めることができる。
 (3)～(13) 略
 13～20 略

第 2 条 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第 1 (第 2 条関係) 1 授業料 (1) 高等学校 ア 略 イ 定時制 (7) 略 (イ) <u>単位制による課程 1 単位につき 1,740 円</u> ウ 通信制 1 単位につき履修期間 2 年まで 336 円 エ 略 オ <u>高等学校の聴講生として履修する特定の科目</u> (7) <u>全日制の科目 1 単位につき 4,812 円</u> (イ) <u>定時制の科目 1 単位につき 1,740 円</u>	別表第 1 (第 2 条関係) 1 授業料 (1) 高等学校 ア 略 イ 定時制 (7) 略 (イ) 単位制による課程 1 単位につき年額 1,740 円 ウ 通信制 1 単位につき履修期間 2 年まで 336 円 1 単位の履修期間 2 年を超えるときは、 <u>超えた期間 2 年又は 2 年未満につき 336 円を加算する。</u> エ 略

(ウ) 通信制の科目 1 単位につき履修期間 2 年まで 336 円

(2)~(8) 略
備考

- 1 高等学校の授業料については、知事が定めるところにより、分割して納付することができる。
- 2 特別の事由があると知事が認める場合に限り、その定めるところにより、未納の高等学校の授業料を徴しないこととし、又は既納の高等学校の授業料を還付することができる。

3 略
2・3 略

4 農林大学校附属施設使用料

(1) 風倒木処理練習施設 1 時間につき 50 円

(2) 伐倒練習施設 1 時間につき 830 円

5~33 略

別表第 3 別表第 2 に掲げる手数料以外の手数料 (第 2 条関係)

1~3 略

4 保健・医療関係事務

(1) 試験及び免許等

ア~オ 略

カ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号。カにおいて「法」という。) の施行に関する事務

(ア)~(ウ) 略

(エ)~(カ) 略

キ 毒物及び劇物取締法 (キにおいて「法」という。) の施行に関する事務

(7) 法第 4 条第 2 項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録 (毒物及び劇物取締法施行令 (キにおいて「政令」という。) 第 36 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する登録に限る。(ウ) 及び(カ)において同じ。) の申請に対する審査 1 件につき 27,200 円

(1)~(キ) 略

ク~コ 略

(2) 略

5 福祉関係事務

(1) 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号。以下この号から第 16 号までにおいて「法」という。) 第 69 条の 2 第 1 項の介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定 (以下この号及び次号において「試験問題作成事務」という。) 1 件につき 1,800 円

備考 略

(2)~(20) 略

6 工業関係事務

(1) 略

(2) 機器分析
ア 元素分析

(7) 鉄鋼炭素硫黄分析 1 試料につき 5,100 円

(1) 全有機体炭素・窒素分析 1 試料 1 成分につき 5,790 円

(2)~(8) 略
備考

略

2・3 略

4 削除

5~33 略

別表第 3 別表第 2 に掲げる手数料以外の手数料 (第 2 条関係)

1~3 略

4 保健・医療関係事務

(1) 試験及び免許等

ア~オ 略

カ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号。カにおいて「法」という。) の施行に関する事務

(ア)~(ウ) 略

(エ) 法第 36 条の 8 第 1 項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施 1 件につき 13,000 円

(ウ)~(キ) 略

キ 毒物及び劇物取締法 (キにおいて「法」という。) の施行に関する事務

(7) 法第 8 条第 1 項第 3 号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の実施 1 件につき 10,500 円

(1) 法第 4 条第 2 項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録 (毒物及び劇物取締法施行令 (キにおいて「政令」という。) 第 36 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する登録に限る。(エ) 及び(カ)において同じ。) の申請に対する審査 1 件につき 27,200 円

(1)~(ウ) 略

ク~コ 略

(2) 略

5 福祉関係事務

(1) 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号。以下この号から第 16 号までにおいて「法」という。) 第 69 条の 2 第 1 項の介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定 (以下この号及び次号において「試験問題作成事務」という。) 1 件につき 700 円

備考 略

(2)~(20) 略

6 工業関係事務

(1) 略

(2) 機器分析
ア 元素分析
鉄鋼炭素硫黄分析 1 試料につき 5,100 円

イ～ケ 略
 (3)～(7) 略
 (8) 物性測定
 ア～エ 略
 オ 熱伝導率測定 1測定につき 7,150円
 カ 略
 (9)～(13) 略
 (14) 特定分野試験
 ア・イ 略
 ウ 食品
 (7) 略
 (1) 食品物性試験 1試料1項目につき 4,440円
 (7)～(9) 略
 エ～ク 略
 (15) デザイン・設計
 ア～エ 略
 オ 機械学習
 (7) モデル作成 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,320円
 (1) モデル訓練 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 1,480円
 カ 略
 (16) 特殊加工
 ア・イ 略
 ウ 積層造形
 (7)～(エ) 略
 (オ) 粉末焼結 30分(30分未満は、30分とする。)につき 1,570円
 エ 略
 オ 食品凍結乾燥加工 1日(1日未満は、1日とする。)につき 4,970円
 カ 略
 (17)・(18) 略
 備考 略
 7～20 略

イ～ケ 略
 (3)～(7) 略
 (8) 物性測定
 ア～エ 略
 オ 略
 (9)～(13) 略
 (14) 特定分野試験
 ア・イ 略
 ウ 食品
 (7) 略
 (1) 食品物性試験 1試料1項目につき 2,910円
 (7)～(9) 略
 エ～ク 略
 (15) デザイン・設計
 ア～エ 略
 オ 略
 (16) 特殊加工
 ア・イ 略
 ウ 積層造形
 (7)～(エ) 略
 エ 略
 オ 略
 (17)・(18) 略
 備考 略
 7～20 略

第3条 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料(第2条関係) 1～21 略 21の2 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく裁定の申請に対する審査 <u>(1) 損失の補償金の見積額が100,000円以下の場合 1件につき 27,000円</u> <u>(2) 損失の補償金の見積額が100,000円を超え1,000,000円以下の場合 1件につき 27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えて得た額</u> <u>(3) 損失の補償金の見積額が1,000,000円を超え5,000,000円以下の場合 1件につき 75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えて得た額</u> <u>(4) 損失の補償金の見積額が5,000,000円を超え20,000,000円以下の場合 1件につき 211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えて得た額</u> <u>(5) 損失の補償金の見積額が20,000,000円を超え100,000,000円以下の場合 1件につ</u>	別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料(第2条関係) 1～21 略

<p>き 264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えて得た額</p> <p>(6) 損失の補償金の見積額が100,000,000円を超える場合 1件につき 360,100円</p> <p>備考 納めなければならない者が国(法令により国の行政機関とみなして土地収用法第125条第1項ただし書の規定が準用される者を含む。)、和歌山県又は和歌山県住宅供給公社の場合は、手数料を徴収しない。</p> <p>22~36 略</p>	<p>22~36 略</p>
<p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)</p> <p>1~12 略</p> <p>13 土木関係事務</p> <p>(1)~(15) 略</p> <p>(16) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第10条第1項又は第19条第1項の規定に基づく裁定の申請に対する審査ア 損失の補償金の見積額が100,000円以下の場合 1件につき 27,000円</p> <p>イ 損失の補償金の見積額が100,000円を超え1,000,000円以下の場合 1件につき 27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えて得た額</p> <p>ウ 損失の補償金の見積額が1,000,000円を超え5,000,000円以下の場合 1件につき 75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えて得た額</p> <p>エ 損失の補償金の見積額が5,000,000円を超え20,000,000円以下の場合 1件につき 211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えて得た額</p> <p>オ 損失の補償金の見積額が20,000,000円を超え100,000,000円以下の場合 1件につき 264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えて得た額</p> <p>カ 損失の補償金の見積額が100,000,000円を超える場合 1件につき 360,100円</p> <p>備考 納めなければならない者が国(法令により国の行政機関とみなして土地収用法第125条第1項ただし書の規定が準用される者を含む。)、和歌山県又は和歌山県住宅供給公社の場合は、手数料を徴収しない。</p> <p>14~20 略</p>	<p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)</p> <p>1~12 略</p> <p>13 土木関係事務</p> <p>(1)~(15) 略</p> <p>14~20 略</p>

第4条 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)</p> <p>1~12 略</p> <p>13 土木関係事務</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) <u>建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務</u></p>	<p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)</p> <p>1~12 略</p> <p>13 土木関係事務</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) <u>建築関係事務</u></p>

ア 建築物に関する確認の申請に対する審査

(7) 法第 6 条第 1 項 (法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく確認の申請に対する審査の手数料の額は、確認 1 件につき、次のとおりとする。

表 略

(イ) 略

イ～ナ 略

ニ 法第 53 条第 4 項、第 5 項又は第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1 件につき 33,000 円

ヌ～ツ 略

テ 法第 87 条の 2 第 1 項の規定に基づく既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定又は同条第 2 項において準用する法第 86 条第 3 項前段の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1 件につき 27,000 円

ト 法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用 (その使用の期間が 3 月以内のものに限る。) をする許可の申請に対する審査 1 件につき 60,000 円

ナ 法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用 (その使用の期間が 3 月を超えるものに限る。) をする許可の申請に対する審査 1 件につき 120,000 円

ニ 法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用をする許可の申請に対する審査 1 件につき 160,000 円

ヌ～の 略

ア 建築物に関する確認の申請に対する審査

(7) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。アからたまでにおいて「法」という。) 第 6 条第 1 項 (法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく確認の申請に対する審査の手数料の額は、確認 1 件につき、次のとおりとする。

表 略

(イ) 略

イ～ナ 略

ニ 法第 53 条第 4 項又は第 5 項第 3 号の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1 件につき 33,000 円

ヌ～ツ 略

て～な 略

ニ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成 9 年法律第 49 号) 第 115 条第 1 項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 160,000 円

ぬ 建築士法第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許 1 件につき 19,200 円

ね 建築士法第 5 条第 1 項の規定に基づく二級建築士名簿又は木造建築士名簿への登録がされていることの証明 1 件につき 400 円

の 建築士法第 5 条第 2 項の規定に基づく二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付 1 件につき 5,900 円

は 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録の申請に対する審査 1 件につき 16,000 円

ひ 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録の申請に対する審査 1 件につき 11,000 円

ふ 建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づく登録簿への登録がされていることの証明 1 件につき 400 円

へ 不動産特定共同事業法 (平成 6 年法律第 77 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査 1 件につき 80,000 円

ほ 不動産特定共同事業法第 41 条第 1 項の

規定に基づく小規模不動産特定共同事業
の登録の申請に対する審査 1件につき
60,000円

ま 不動産特定共同事業法第41条第3項の
規定に基づく小規模不動産特定共同事業
の登録の更新の申請に対する審査 1件
につき 60,000円

み 都市計画法第29条の規定に基づく開発
行為の許可の申請に対する審査

(7) 主として、自己の居住の用に供する
住宅の建築の用に供する目的で行う開
発行為の場合 1件につき 開発区域
の面積が3ヘクタール未満のときは13
0,000円、3ヘクタール以上6ヘクタ
ール未満のときは170,000円、6ヘク
タール以上10ヘクタール未満のときは
220,000円、10ヘクタール以上のとき
は300,000円

(4) 主として、住宅以外の建築物で自己
の業務の用に供するものの建築又は自
己の業務の用に供する特定工作物の建
設の用に供する目的で行う開発行為の
場合 1件につき 開発区域の面積が
3ヘクタール未満のときは200,000円
、3ヘクタール以上6ヘクタール未満
のときは270,000円、6ヘクタール以
上10ヘクタール未満のときは340,000
円、10ヘクタール以上のときは480,00
0円

(7) その他の場合 1件につき 開発区
域の面積が3ヘクタール未満のときは
390,000円、3ヘクタール以上6ヘク
タール未満のときは510,000円、6ヘ
クタール以上10ヘクタール未満のとき
は660,000円、10ヘクタール以上のと
きは870,000円

む 都市計画法第35条の2の規定に基づく
開発行為の変更許可の申請に対する審査
1件につき 次に掲げる額を合計した
額。ただし、その額が870,000円を超え
るときは、その手数料の額は、870,000
円とする。

(7) 開発行為に関する設計の変更 ((4)の
みに該当する場合を除く。) につい
ては、開発区域の面積 ((4)に規定する変
更を伴う場合にあつては変更前の開発
区域の面積、開発区域の縮小を伴う場
合にあつては縮小後の開発区域の面積
) に応じしに規定する額に10分の1を
乗じて得た額

(4) 新たな土地の開発区域への編入に係
る都市計画法第30条第1項第1号から
第4号まで (同法附則第5項において
準用する場合を含む。) に掲げる事項
の変更については、新たに編入される
開発区域の面積に応じしに規定する額

(7) その他の変更については、10,000円

め 都市計画法第41条第2項ただし書 (同
法第35条の2第4項において準用する場
合を含む。) の規定に基づく建築の許可
の申請に対する審査 1件につき 46,0
00円

も 都市計画法第42条第1項ただし書の規
定に基づく建築等の許可の申請に対する
審査 1件につき 26,000円

や 都市計画法第45条の規定に基づく開発
許可を受けた者からの地位の承継の承認
申請に対する審査

(7) 承認申請をする者が行おうとする開
発行為が、主として、住宅以外の建築
物で自己の業務の用に供するものの建
築又は自己の業務の用に供する特定工

- 作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 1件につき 2,700円
- (イ) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(ア)以外のものである場合 1件につき 17,000円
- ユ 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 用紙1枚につき 470円
- ヨ 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第18条の5第10項又は第38条の5第8項に規定する住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査 1件につき 47,000円
- ラ 租税特別措置法施行令第18条の5第11項第4号又は第38条の5第9項第4号に規定する譲渡予定価額に関する申出に対する審査 1件につき 43,000円
- リ 租税特別措置法施行令第20条の2第6項又は第38条の4第16項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 31,000円
- ル 租税特別措置法施行令第25条の4第2項又は第39条の7第11項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 32,000円
- レ 租税特別措置法施行令第25条の4第16項又は第39条の7第13項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査 1件につき 24,000円
- ロ 和歌山県建築基準法施行条例(平成13年和歌山県条例第23号)第17条の規定に基づく建築計画概要書等の写しの交付 1枚につき 10円

備考
1～3 略

- 備考
1～3 略
- 4 建築士法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関(以下4において「指定登録機関」という。)が行う同法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者は、ぬに定める額の手数料を、同項の規定に基づく二級建築士名簿又は木造建築士名簿への登録がされていることの証明を受けようとする者は、ぬに定める額の手数料を、同法第10条の21第1項の規定により読み替えられた同法第5条第2項の二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付又は再交付を受けようとする者は、ぬに定める額の手数料を、当該指定登録機関に納付しなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。
 - 5 建築士法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関(以下5において「指定事務所登録機関」という。)が行う同法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けようとする者は、はに定める額の手数料を、同項の規定による二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者は、ひに定める額の手数料を、同法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿への登録がされていることの証明を受けようとする者は、ふに定める額の手数料を、当該指定事務所登録機関に納付しなければならない。この場合において、その納められた

手数料は、当該指定事務所登録機関の収入とする。

- (8)の2 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第115条第1項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円
- (8)の3 建築士法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務
- ア 法第4条第2項又は第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許 1件につき 19,200円
- イ 法第5条第1項の規定に基づく二級建築士名簿又は木造建築士名簿への登録がされていることの証明 1件につき 400円
- ウ 法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付 1件につき 5,900円
- エ 法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録の申請に対する審査 1件につき 16,000円
- オ 法第23条第1項の規定に基づく二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録の申請に対する審査 1件につき 11,000円
- カ 法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿への登録がされていることの証明 1件につき 400円
- 備考
- 1 法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関（以下1において「指定登録機関」という。）が行う法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者はアに定める額の手数料を、同項の規定に基づく二級建築士名簿又は木造建築士名簿への登録がされていることの証明を受けようとする者はイに定める額の手数料を、法第10条の21第1項の規定により読み替えられた法第5条第2項の二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付又は再交付を受けようとする者はウに定める額の手数料を、それぞれ当該指定登録機関に納付しなければならない。この場合において、それらの納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。
- 2 法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関（以下2において「指定事務所登録機関」という。）が行う法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けようとする者はエに定める額の手数料を、同項の規定による二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者はオに定める額の手数料を、法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿への登録がされていることの証明を受けようとする者はカに定める額の手数料を、それぞれ当該指定事務所登録機関に納付しなければならない。この場合において、それらの納められた手数料は、当該指定事務所登録機関の収入とする。
- (8)の4 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務
- ア 法第3第1項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査

- 1 件につき 80,000円
- イ 法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査 1 件につき 60,000円
- ウ 法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査 1 件につき 60,000円
- (8)の5 都市計画法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務
- ア 法第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査
- (ア) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 1 件につき 開発区域の面積が3ヘクタール未満のときは130,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは170,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは220,000円、10ヘクタール以上のときは300,000円
- (イ) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合 1 件につき 開発区域の面積が3ヘクタール未満のときは200,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは270,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは340,000円、10ヘクタール以上のときは480,000円
- (ウ) その他の場合 1 件につき 開発区域の面積が3ヘクタール未満のときは390,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは510,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは660,000円、10ヘクタール以上のときは870,000円
- イ 法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査 1 件につき 次に掲げる額を合計した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。
- (ア) 開発行為に関する設計の変更(イ)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ、アに規定する額に10分の1を乗じて得た額
- (イ) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号まで(法附則第5項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、アに規定する額
- (ウ) その他の変更については、10,000円
- ウ 法第41条第2項ただし書(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 46,000円
- エ 法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 1 件につき 26,000円
- オ 法第45条の規定に基づく開発許可を受けた者からの地位の承継の承認申請に対する審査
- (ア) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建

築又は自己の業務の用に供する特定工
作物の建設の用に供する目的で行うも
のであって開発区域の面積が1ヘクタ
ール以上のものである場合 1件につ
き 2,700円

(4) 承認申請をする者が行おうとする開
発行為が(ア)以外のものである場合 1
件につき 17,000円

カ 法第47条第5項の規定に基づく開発登
録簿の写しの交付 用紙1枚につき 47
0円

(8)の6 租税特別措置法施行令(昭和32年政
令第43号。以下この号において「施行令」
という。)の施行に関する事務

ア 施行令第18条の5第10項又は第38条の
5第8項に規定する住宅用地の譲渡に該
当するものであることについての認定の
申請に対する審査 1件につき 47,000
円

イ 施行令第18条の5第11項第4号又は第
38条の5第9項第4号に規定する譲渡予
定価額に関する申出に対する審査 1件
につき 43,000円

ウ 施行令第20条の2第6項又は第38条の
4第16項に規定する要件に該当する事業
であることについての認定の申請に対す
る審査 1件につき 31,000円

エ 施行令第25条の4第2項又は第39条の
7第11項に規定する要件に該当する事業
であることについての認定の申請に対す
る審査 1件につき 32,000円

オ 施行令第25条の4第16項又は第39条の
7第13項に規定する事情があることにつ
いての認定の申請に対する審査 1件に
つき 24,000円

(8)の7 和歌山県建築基準法施行条例(平成
13年和歌山県条例第23号)第17条の規定に
基づく建築計画概要書等の写しの交付 1
枚につき 10円

(9)~(16) 略

14~20 略

(9)~(16) 略
14~20 略

第5条 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第2条関係) 1~3 略 4 農林大学校附属施設使用料 (1) 風倒木処理練習施設 1時間につき <u>51</u> 0円 (2) 伐倒練習施設 1時間につき 840円 5 県営住宅及び特定公共賃貸住宅敷地駐車場 使用料 (1) 和歌山市の区域に所在するもの 1区画 につき月額 <u>3,210円</u> (2) 和歌山市以外の市の区域(田辺市鮎川及 び田辺市中辺路町栗栖川の区域を除く。)に 所在するもの 1区画につき月額 2,57 0円 (3) 前2号に掲げる区域以外の区域に所在す るもの 1区画につき月額 <u>2,250円</u> 6~11 略 11の2 和歌山県子ども・女性・障害者相談セ ンター使用料 (1) 略 (2) 多目的ホール及び会議室	別表第1(第2条関係) 1~3 略 4 農林大学校附属施設使用料 (1) 風倒木処理練習施設 1時間につき <u>50</u> 0円 (2) 伐倒練習施設 1時間につき 830円 5 県営住宅及び特定公共賃貸住宅敷地駐車場 使用料 (1) 和歌山市の区域に所在するもの 1区画 につき月額 <u>3,150円</u> (2) 和歌山市以外の市の区域(田辺市鮎川及 び田辺市中辺路町栗栖川の区域を除く。)に 所在するもの 1区画につき月額 <u>2,52</u> 0円 (3) 前2号に掲げる区域以外の区域に所在す るもの 1区画につき月額 <u>2,210円</u> 6~11 略 11の2 和歌山県子ども・女性・障害者相談セ ンター使用料 (1) 略 (2) 多目的ホール及び会議室

種別	使用区分及び使用料		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
多目的ホール	3,080円	3,280円	6,360円
第2会議室	1,340円	1,440円	2,770円
体育館会議室	520円	580円	1,100円

備考 略

12 わかやま館使用料

(1) 会議室、サロン及び展示ホール

種別		使用区分及び使用料		
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
第1会議室		5,090円	6,790円	10,690円
第2会議室		4,680円	6,240円	9,830円
第3会議室		4,680円	6,240円	9,830円
第4会議室		15,990円	21,310円	33,580円
第5会議室		6,090円	8,110円	12,780円
サロン		16,280円	21,720円	34,190円
1階展示ホール	見本市、展示会その他営利又は営業の宣伝を目的とする催物に使用する場合	11,340円	14,080円	22,180円
	その他の催物に使用する場合	7,040円	9,390円	14,780円
2階展示ホール	見本市、展示会その他営利又は営業の宣伝を目的とする催物に使用する場合	14,960円	19,950円	31,430円
	その他の催物に使用する場合	9,970円	13,290円	20,950円

備考 略

(2) 略

13~21 略

22 図書館文化情報センター使用料

(1) メディア・アート・ホール及び講義・研修室

種別	使用区分及び使用料		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
多目的ホール	3,020円	3,230円	6,250円
第2会議室	1,310円	1,410円	2,720円
体育館会議室	510円	570円	1,080円

備考 略

12 わかやま館使用料

(1) 会議室、サロン及び展示ホール

種別		使用区分及び使用料		
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
第1会議室		5,000円	6,670円	10,490円
第2会議室		4,600円	6,130円	9,650円
第3会議室		4,600円	6,130円	9,650円
第4会議室		15,700円	20,930円	32,970円
第5会議室		5,980円	7,970円	12,540円
サロン		15,980円	21,330円	33,570円
1階展示ホール	見本市、展示会その他営利又は営業の宣伝を目的とする催物に使用する場合	11,130円	13,820円	21,780円
	その他の催物に使用する場合	6,910円	9,220円	14,510円
2階展示ホール	見本市、展示会その他営利又は営業の宣伝を目的とする催物に使用する場合	14,680円	19,590円	30,860円
	その他の催物に使用する場合	9,790円	13,050円	20,570円

備考 略

(2) 略

13~21 略

22 図書館文化情報センター使用料

(1) メディア・アート・ホール及び講義・研修室

種別	使用区分及び使用料	使用区分及び使用料					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後7時まで	午前9時から午後7時まで
メディア・アート・ホール	入場料無料の場合	11,620円	15,530円	11,630円	23,930円	24,430円	34,910円
	入場料有料の場合	17,450円	23,290円	17,440円	35,910円	36,660円	52,360円
講義・研修室		7,760円	10,340円	7,750円	15,950円	16,280円	23,260円

備考

- 1・2 略
- 3 この表に定める使用時間を超えて使用する場合はその超える使用時間の使用料の額は、1時間につき、次に掲げる種別の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。この場合において、その超える使用時間が1時間に満たないとき、又はその超える使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
 - (1) メディア・アート・ホール(入場料無料の場合) 5,810円
 - (2) メディア・アート・ホール(入場料有料の場合) 8,720円
 - (3) 講義・研修室 3,870円
- (2) 略
- 23 近代美術館使用料
 - (1) 施設使用料
入場料1,570円を超えない範囲内において、その都度知事が定める。
 - (2)・(3) 略
- 24 博物館使用料
 - (1) 施設使用料
入場料1,050円を超えない範囲内において、その都度知事が定める。
 - (2) 略
- 25 紀伊風土記の丘資料館使用料
入場料470円を超えない範囲内において、その都度知事が定める。
- 26 自然博物館使用料
入場料630円を超えない範囲内において、その都度知事が定める。
- 27~30 略
- 31 河川小型船舶等係留施設使用料

略

備考

- 1 略
- 2 使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 32 海浜公園使用料
 - (1) 略
 - (2) 和歌山県海浜公園設置及び管理条例(平成6年和歌山県条例第29号)第3条第1項に規定する行為に係る使用料

種別	単位	金額
物品の	売店(自動)	1平方メー 877円

種別	使用区分及び使用料	使用区分及び使用料					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後7時まで	午前9時から午後7時まで
メディア・アート・ホール	入場料無料の場合	11,410円	15,240円	11,420円	23,500円	23,980円	34,270円
	入場料有料の場合	17,130円	22,870円	17,120円	35,260円	35,990円	51,400円
講義・研修室		7,620円	10,150円	7,610円	15,660円	15,980円	22,840円

備考

- 1・2 略
- 3 この表に定める使用時間を超えて使用する場合はその超える使用時間の使用料の額は、1時間につき、次に掲げる種別の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。この場合において、その超える使用時間が1時間に満たないとき、又はその超える使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
 - (1) メディア・アート・ホール(入場料無料の場合) 5,710円
 - (2) メディア・アート・ホール(入場料有料の場合) 8,560円
 - (3) 講義・研修室 3,800円
- (2) 略
- 23 近代美術館使用料
 - (1) 施設使用料
入場料1,540円を超えない範囲内において、その都度知事が定める。
 - (2)・(3) 略
- 24 博物館使用料
 - (1) 施設使用料
入場料1,030円を超えない範囲内において、その都度知事が定める。
 - (2) 略
- 25 紀伊風土記の丘資料館使用料
入場料460円を超えない範囲内において、その都度知事が定める。
- 26 自然博物館使用料
入場料620円を超えない範囲内において、その都度知事が定める。
- 27~30 略
- 31 河川小型船舶等係留施設使用料

略

備考

- 1 略
- 2 使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 32 海浜公園使用料
 - (1) 略
 - (2) 和歌山県海浜公園設置及び管理条例(平成6年和歌山県条例第29号)第3条第1項に規定する行為に係る使用料

種別	単位	金額
物品の	売店(自動)	1平方メー 950円

販売	販売機を含む。)を設置する場合	トル 1 年に つき	
	その他の場合	1 人 1 日に つき	<u>610円</u>
略			

備考

- 1・2 略
- 3 消費税法 (昭和63年法律第108号) 第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。

32の2 略

33 行政財産の使用料

略

備考

- 1～4 略
- 5 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。
- 6～8 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料 (第2条関係)

1・2 略

3 環境・衛生関係事務

(1) 検査等

ア 薬品試験

- (ア) 定性試験 1成分につき 1,600円
- (イ) 定量試験 1成分につき 5,130円

イ 水質試験

- (ア) 飲料水試験 1件につき 8,970円
- (イ) 上水道水試験
 - a 定期検査 1件につき 12,680円
 - b 省略不可能項目検査 1件につき 88,220円
 - c 基準項目試験 1件につき 286,360円

(ウ) 細菌検査

- a 一般細菌数試験 1件につき 2,160円
- b 大腸菌群定性試験 1件につき 2,490円
- c 大腸菌群定量試験 1件につき 4,370円

(エ) 定性試験 1成分につき 1,610円

(オ) 定量試験 1成分につき 3,740円

(カ) ガスクロマトグラフィ等特殊分析機器による試験 1成分につき 9,000円

(キ) クリプトスポリジウム指標菌検査 1件につき 18,310円

ウ 温泉試験

- (ア) 温泉小分析 1件につき 11,280円
- (イ) 温泉中分析 1件につき 113,120円

エ 環境衛生試験

- (ア) 略
- (イ) 遊泳用プール水質検査 1件につき 5,550円

オ 食品、添加物、器具又は容器包装の検査 (食品衛生法 (昭和22年法律第233号

販売	販売機を含む。)を設置する場合	トル 1 年に つき	
	その他の場合	1 人 1 日に つき	<u>650円</u>
略			

備考

- 1・2 略
- 3 展示会、博覧会及び興行に係る使用料の額は、消費税法 (昭和63年法律第108号) 第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。

32の2 略

33 行政財産の使用料

略

備考

- 1～4 略
- 5 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。
- 6～8 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料 (第2条関係)

1・2 略

3 環境・衛生関係事務

(1) 検査等

ア 薬品試験

- (ア) 定性試験 1成分につき 1,560円
- (イ) 定量試験 1成分につき 4,970円

イ 水質試験

- (ア) 飲料水試験 1件につき 8,710円
- (イ) 上水道水試験
 - a 定期検査 1件につき 12,350円
 - b 省略不可能項目検査 1件につき 85,530円
 - c 基準項目試験 1件につき 277,330円

(ウ) 細菌検査

- a 一般細菌数試験 1件につき 2,100円
- b 大腸菌群定性試験 1件につき 2,430円
- c 大腸菌群定量試験 1件につき 4,260円

(エ) 定性試験 1成分につき 1,560円

(オ) 定量試験 1成分につき 3,620円

(カ) ガスクロマトグラフィ等特殊分析機器による試験 1成分につき 8,730円

(キ) クリプトスポリジウム指標菌検査 1件につき 17,760円

ウ 温泉試験

- (ア) 温泉小分析 1件につき 10,950円
- (イ) 温泉中分析 1件につき 109,910円

エ 環境衛生試験

- (ア) 略
- (イ) 遊泳用プール水質検査 1件につき 5,410円

オ 食品、添加物、器具又は容器包装の検査 (食品衛生法 (昭和22年法律第233号

-) 第26条第1項の規定による検査命令に基づく検査を含む。)
- (7) 規格試験 1件につき 8,520円
- (イ) 細菌検査
- a 一般生菌数試験 1件につき 2,180円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- b 大腸菌群定性試験 1件につき 2,770円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- c 大腸菌群定量試験 1件につき 4,360円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- d 乳酸菌、耐熱性菌定量試験 1件につき 2,620円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- e 病原菌試験 菌種1件につき 3,790円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を、嫌気性培養(簡易な方法により行うものを除く。)を必要とするものは1件につき1,100円を加算する。
- (ウ) 真菌数検査 1件につき 2,760円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- (エ) 定性試験 1成分につき 3,230円
- (オ) 定量試験 1成分につき 6,470円
- (カ) 複雑な定量試験 1成分につき 16,080円
- (キ) ガスクロマトグラフィ等分析機器による試験 1成分につき 39,500円
- カ 残留抗生物質検査(食品衛生法第26条第1項の規定による検査命令に基づく検査を含む。) 1件につき 15,800円
- キ と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査
- (7) 牛及び馬 1件につき 730円
- (イ)・(ウ) 略
- ク～コ 略
- (2)～(4) 略
- (5) その他の環境衛生関係事務
- ア 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第5条第1項の規定に基づく予防注射 1件につき 2,700円
- イ 狂犬病予防法第6条第1項若しくは第18条第1項の規定に基づき抑留し、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき引き取り、同法第36条第2項の規定に基づき収容し、又は和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成11年和歌山県条例第41号)第14条第1項の規定に基づき収容した動物の保管及び返還
- (7) 保管 1匹1日につき 380円
- (イ) 略
- ウ 略
- 4 保健・医療関係事務
- (1) 略
- (2) 許可関係事務
- ア～ウ 略
- エ 法の施行に関する事務(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売等(専ら動物のために使用されることが目的とされているものに係るものを除く。))関係
- (7)～(ウ) 略
- (ク) 法第13条第3項の規定に基づく医薬

-) 第26条第1項の規定による検査命令に基づく検査を含む。)
- (7) 規格試験 1件につき 8,260円
- (イ) 細菌検査
- a 一般生菌数試験 1件につき 2,120円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- b 大腸菌群定性試験 1件につき 2,690円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- c 大腸菌群定量試験 1件につき 4,260円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- d 乳酸菌、耐熱性菌定量試験 1件につき 2,560円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- e 病原菌試験 菌種1件につき 3,690円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を、嫌気性培養(簡易な方法により行うものを除く。)を必要とするものは1件につき1,080円を加算する。
- (ウ) 真菌数検査 1件につき 2,690円 ただし、前処理を必要とするものは、1件につき100円を加算する。
- (エ) 定性試験 1成分につき 3,130円
- (オ) 定量試験 1成分につき 6,270円
- (カ) 複雑な定量試験 1成分につき 15,620円
- (キ) ガスクロマトグラフィ等分析機器による試験 1成分につき 38,480円
- カ 残留抗生物質検査(食品衛生法第26条第1項の規定による検査命令に基づく検査を含む。) 1件につき 15,290円
- キ と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査
- (7) 牛及び馬 1件につき 720円
- (イ)・(ウ) 略
- ク～コ 略
- (2)～(4) 略
- (5) その他の環境衛生関係事務
- ア 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第5条第1項の規定に基づく予防注射 1件につき 2,640円
- イ 狂犬病予防法第6条第1項若しくは第18条第1項の規定に基づき抑留し、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき引き取り、同法第36条第2項の規定に基づき収容し、又は和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成11年和歌山県条例第41号)第14条第1項の規定に基づき収容した動物の保管及び返還
- (7) 保管 1匹1日につき 360円
- (イ) 略
- ウ 略
- 4 保健・医療関係事務
- (1) 略
- (2) 許可関係事務
- ア～ウ 略
- エ 法の施行に関する事務(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売等(専ら動物のために使用されることが目的とされているものに係るものを除く。))関係
- (7)～(ウ) 略
- (ク) 法第13条第3項の規定に基づく医薬

- 品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査
- a・b 略
- c 規則第26条第1項第5号に規定する区分に係る製造業の許可（dに掲げるものを除く。） 1件につき 24,400円
- d～f 略
- g 規則第26条第2項第3号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 24,400円
- h 略
- i 規則第26条第3項第2号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 24,400円
- (ロ) 法第23条の2の3第3項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の更新の申請に対する審査 1件につき 20,400円
- (ハ)～(ト) 略
- オ 略
- 5 略
- 6 工業関係事務
- (1) 一般化学分析
- ア 定性 1試料1成分につき 2,290円
- イ 定量 1試料1成分につき 5,320円
- (2) 機器分析
- ア 元素分析
- (7) 鉄鋼炭素硫黄分析 1試料につき 5,210円
- (イ) 全有機体炭素・窒素分析 1試料1成分につき 5,910円
- イ 分光分析
- (7) 誘導結合プラズマ発光分析
- a 定性 1試料1成分につき 12,100円
- b 定量 1試料1成分につき 8,180円
- (イ) 原子吸光分析 1試料1成分につき 5,350円
- (ウ) 赤外分光分析
- a フーリエ変換型 1試料につき 6,300円
- b 顕微フーリエ変換型 1試料につき 9,990円
- (エ) その他分光分析 1試料1成分につき 4,110円
- ウ クロマト分析
- (7) 分子量分布測定 1試料につき 9,620円
- (イ) その他クロマト分析 1試料1成分につき 5,920円
- エ 質量分析
- (7) 精密質量分析 1試料につき 15,970円
- (イ) ガスクロマトグラフィ質量分析
- a 液体注入法 1試料につき 8,040円
- b ヘッドスペース法 1試料につき 10,030円
- c 熱分解法 1試料につき 10,360円
- (ウ) 液体クロマトグラフィ質量分析 (エを除く。) 1試料につき 19,380円
- (エ) 液体クロマトグラフィ4重極・飛行時間型質量分析 1試料につき 22,000円
- オ X線分析
- (7) 蛍光X線分析 (波長分散型)
- a 定性 1試料1測定につき 9,240円
- b 定量 1試料1成分につき 5,83

- 品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査
- a・b 略
- c 規則第26条第1項第5号に規定する区分に係る製造業の許可（dに掲げるものを除く。） 1件につき 24,100円
- d～f 略
- g 規則第26条第2項第3号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 24,100円
- h 略
- i 規則第26条第3項第2号に規定する区分に係る製造業の許可 1件につき 24,100円
- (ロ) 法第23条の2の3第3項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の更新の申請に対する審査 1件につき 20,100円
- (ハ)～(ト) 略
- オ 略
- 5 略
- 6 工業関係事務
- (1) 一般化学分析
- ア 定性 1試料1成分につき 2,250円
- イ 定量 1試料1成分につき 5,220円
- (2) 機器分析
- ア 元素分析
- (7) 鉄鋼炭素硫黄分析 1試料につき 5,100円
- (イ) 全有機体炭素・窒素分析 1試料1成分につき 5,790円
- イ 分光分析
- (7) 誘導結合プラズマ発光分析
- a 定性 1試料1成分につき 11,780円
- b 定量 1試料1成分につき 7,990円
- (イ) 原子吸光分析 1試料1成分につき 5,220円
- (ウ) 赤外分光分析
- a フーリエ変換型 1試料につき 6,180円
- b 顕微フーリエ変換型 1試料につき 9,800円
- (エ) その他分光分析 1試料1成分につき 4,030円
- ウ クロマト分析
- (7) 分子量分布測定 1試料につき 9,420円
- (イ) その他クロマト分析 1試料1成分につき 5,810円
- エ 質量分析
- (7) 精密質量分析 1試料につき 15,660円
- (イ) ガスクロマトグラフィ質量分析
- a 液体注入法 1試料につき 7,880円
- b ヘッドスペース法 1試料につき 9,830円
- c 熱分解法 1試料につき 10,150円
- (ウ) 液体クロマトグラフィ質量分析 (エを除く。) 1試料につき 19,000円
- (エ) 液体クロマトグラフィ4重極・飛行時間型質量分析 1試料につき 21,560円
- オ X線分析
- (7) 蛍光X線分析 (波長分散型)
- a 定性 1試料1測定につき 9,020円
- b 定量 1試料1成分につき 5,69

	0円	
c	ポイント分析 1試料1点につき 20,430円	
d	ヘリウム分析 1試料1測定につ き 3,250円	
(イ)	蛍光X線分析(エネルギー分散型) 定性 1試料1測定につき 6,720 円	
(ウ)	X線回折分析	
a	定性 1試料1測定につき 6,54 0円	
b	その他X線回折分析 1試料1成 分につき 9,410円	
カ	核磁気共鳴分析	
(7)	水素 1試料につき 9,380円	
(イ)	炭素	
a	3時間未満 1試料につき 14,8 10円	
b	3時間以上 1試料につき 24,3 30円	
(ウ)	他核	
a	3時間未満 1試料につき 17,5 80円	
b	3時間以上 1試料につき 27,1 20円	
(エ)	2D	
a	3時間未満 1試料につき 15,7 30円	
b	3時間以上 1試料につき 25,2 50円	
(オ)	固体	
a	8時間未満 1試料につき 56,5 70円	
b	8時間以上 1試料につき 82,4 60円	
キ	熱分析	
(7)	熱重量、示差熱、熱走査分析 1試 料1項目につき 7,010円	
(イ)	熱機械特性	
a	室温より高い場合 1試料につき 7,010円	
b	室温より低い場合 1試料につき 10,090円	
ク	表面分析	
	X線光電子分光分析 1試料につき 16,830円	
ケ	その他機器分析 1試料1成分につき 4,350円	
(3)	材料試験	
ア	強度試験	
(7)	引張	
a	糸・布 1試料につき 3,310円	
b	金属材料 1試料につき 1,870 円	
c	引張強度に伸びを付加 1試料に つき 1,550円	
d	高分子材料 1試料につき 3,53 0円	
e	その他材料 1試料につき 3,50 0円	
(イ)	衝撃 1種類につき 3,410円	
(ウ)	圧縮	
a	木製品・紙製品耐圧 1試料につ き 1,550円	
b	高分子材料 1試料につき 3,53 0円	
c	その他一般 1試料につき 550 円	
d	その他特殊 1試料につき 1,21 0円	
(エ)	曲げ	
a	高分子材料 1試料につき 3,53	

	0円	
c	ポイント分析 1試料1点につき 19,990円	
d	ヘリウム分析 1試料1測定につ き 3,140円	
(イ)	蛍光X線分析(エネルギー分散型) 定性 1試料1測定につき 6,600 円	
(ウ)	X線回折分析	
a	定性 1試料1測定につき 6,40 0円	
b	その他X線回折分析 1試料1成 分につき 9,220円	
カ	核磁気共鳴分析	
(7)	水素 1試料につき 9,180円	
(イ)	炭素	
a	3時間未満 1試料につき 14,4 90円	
b	3時間以上 1試料につき 23,8 00円	
(ウ)	他核	
a	3時間未満 1試料につき 17,2 10円	
b	3時間以上 1試料につき 26,5 30円	
(エ)	2D	
a	3時間未満 1試料につき 15,3 90円	
b	3時間以上 1試料につき 24,7 10円	
(オ)	固体	
a	8時間未満 1試料につき 55,3 70円	
b	8時間以上 1試料につき 80,6 80円	
キ	熱分析	
(7)	熱重量、示差熱、熱走査分析 1試 料1項目につき 6,880円	
(イ)	熱機械特性	
a	室温より高い場合 1試料につき 6,880円	
b	室温より低い場合 1試料につき 9,850円	
ク	表面分析	
	X線光電子分光分析 1試料につき 16,510円	
ケ	その他機器分析 1試料1成分につき 4,260円	
(3)	材料試験	
ア	強度試験	
(7)	引張	
a	糸・布 1試料につき 3,240円	
b	金属材料 1試料につき 1,830 円	
c	引張強度に伸びを付加 1試料に つき 1,510円	
d	高分子材料 1試料につき 3,45 0円	
e	その他材料 1試料につき 3,44 0円	
(イ)	衝撃 1種類につき 3,340円	
(ウ)	圧縮	
a	木製品・紙製品耐圧 1試料につ き 1,510円	
b	高分子材料 1試料につき 3,45 0円	
c	その他一般 1試料につき 540 円	
d	その他特殊 1試料につき 1,18 0円	
(エ)	曲げ	
a	高分子材料 1試料につき 3,45	

- 0円
- b その他材料 1試料につき 1,200円
- (オ) 疲労 1試料1時間まで2,500円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに740円を加算する
- カ 抗折 1試料につき 1,210円
- イ 硬度試験
 - (7) ブリネル、ビッカース、ロックウェル 1試料1測定につき 2,170円
 - (イ) その他硬度試験 1試料1測定につき 2,050円
 - (ウ) 硬さ分布 1試料10測定まで3,380円とし、10測定を超えるときは、その超える10測定までごとに2,200円を加算する。
- ウ 金属組織試験
 - (7) マクロ試験 1視野につき 2,430円
 - (イ) その他金属組織試験 1視野につき 2,660円
- エ 摩耗試験
 - テーバー型 1試料につき 2,540円
- オ 非破壊試験
 - (7) X線透過
 - a 工業用サイズ 1枚につき 3,410円
 - b 特殊サイズ 1枚につき 5,430円
 - c その他X線透過 1測定につき 4,510円
 - (イ) X線CT
 - a 一般撮影 1撮影につき 8,100円
 - b 連続撮影 30分(30分未満は、30分とする。)につき 16,980円
 - c データ処理 1件につき 5,350円
 - (ウ) 超音波 1測定につき 2,490円
- カ その他材料試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,980円
- (4) 電子顕微鏡試験
 - ア 熱電子型電子顕微鏡試験
 - (7) 一般撮影 1視野につき 8,930円
 - (イ) 電子線による分析
 - a 定性 1測定につき 10,250円
 - b マッピング 1測定につき 17,300円
 - イ 電界放出型電子顕微鏡試験
 - (7) 一般撮影 1視野につき13,670円とし、同一視野内で倍率を変更するごとに2,320円を加算する。
 - (イ) 電子線による分析
 - a エネルギー分散型定性 1測定につき12,710円とし、同一視野内で1測定増すごとに1,600円を加算する
 - カ 波長分散型定性
 - (a) 全範囲 1測定につき 22,750円
 - (b) 特定元素 1測定につき 1,600円
 - c その他電子線による分析 1時間まで22,750円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに7,330円を加算する。
 - (5) 走査型プローブ顕微鏡試験 1測定につき15,030円とし、1視野増すごとに4,510円を加算する。
 - (6) レーザー顕微鏡試験 1時間につき 3,140円

- 0円
- b その他材料 1試料につき 1,180円
- (オ) 疲労 1試料1時間まで2,460円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに730円を加算する
- カ 抗折 1試料につき 1,180円
- イ 硬度試験
 - (7) ブリネル、ビッカース、ロックウェル 1試料1測定につき 2,130円
 - (イ) その他硬度試験 1試料1測定につき 2,010円
 - (ウ) 硬さ分布 1試料10測定まで3,320円とし、10測定を超えるときは、その超える10測定までごとに2,160円を加算する。
- ウ 金属組織試験
 - (7) マクロ試験 1視野につき 2,370円
 - (イ) その他金属組織試験 1視野につき 2,600円
- エ 摩耗試験
 - テーバー型 1試料につき 2,480円
- オ 非破壊試験
 - (7) X線透過
 - a 工業用サイズ 1枚につき 3,340円
 - b 特殊サイズ 1枚につき 5,290円
 - c その他X線透過 1測定につき 4,420円
 - (イ) X線CT
 - a 一般撮影 1撮影につき 7,950円
 - b 連続撮影 30分(30分未満は、30分とする。)につき 16,650円
 - c データ処理 1件につき 5,170円
 - (ウ) 超音波 1測定につき 2,450円
- カ その他材料試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,900円
- (4) 電子顕微鏡試験
 - ア 熱電子型電子顕微鏡試験
 - (7) 一般撮影 1視野につき 8,740円
 - (イ) 電子線による分析
 - a 定性 1測定につき 10,040円
 - b マッピング 1測定につき 16,950円
 - イ 電界放出型電子顕微鏡試験
 - (7) 一般撮影 1視野につき13,380円とし、同一視野内で倍率を変更するごとに2,260円を加算する。
 - (イ) 電子線による分析
 - a エネルギー分散型定性 1測定につき12,460円とし、同一視野内で1測定増すごとに1,560円を加算する
 - カ 波長分散型定性
 - (a) 全範囲 1測定につき 22,310円
 - (b) 特定元素 1測定につき 1,560円
 - c その他電子線による分析 1時間まで22,310円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに7,190円を加算する。
 - (5) 走査型プローブ顕微鏡試験 1測定につき14,680円とし、1視野増すごとに4,420円を加算する。
 - (6) レーザー顕微鏡試験 1時間につき 3,070円

- (7) 精密測定
 ア 形状測定
 (7) 真円度、円筒度 1測定につき 2,640円
 (イ) 表面粗さ
 a 一般 1測定につき 2,760円
 b 3次元 1測定につき 5,400円
 イ 特殊測定
 (7) 3次元測定 1測定につき 2,750円
 (イ) 3次元変位変形量測定 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,800円
 (ウ) 高速度観察測定 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,840円
 (エ) 熱画像測定 1試料につき 4,030円
 (オ) 測色 1測定につき 2,530円
 (カ) 光沢度測定 1試料につき 950円
 ウ その他精密測定 1測定につき 5,060円
 (8) 物性測定
 ア 化学物性測定
 (7) 水素イオン濃度、電気伝導度、比重、密度、粘度 1試料1項目につき 1,100円
 (イ) 水分率・吸水率測定 1試料につき 1,210円
 (ウ) 脱臭効果試験 1試料1測定につき 2,650円
 イ 粉粒体物性測定
 (7) 粒度分布測定 1試料につき 4,750円
 (イ) 比表面積測定 1試料につき 5,620円
 (ウ) 密度測定 1試料につき 3,640円
 ウ 粘弾性測定
 (7) DMA 1試料につき 9,030円
 (イ) レオメーター 1試料につき 14,250円
 エ 電気化学測定 1試料1測定につき3時間まで11,520円とし、3時間を超えるときは、その超える1時間までごとに3,300円を加算する。
 オ 熱伝導率測定 1測定につき 7,260円
 カ その他物性測定 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,980円
 (9) 拡大観測
 ア 光学顕微鏡観測 1視野につき 2,650円
 イ その他拡大観測 1視野につき 1,980円
 (10) 電気試験・測定
 ア 電気特性試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,300円
 イ EMC測定
 (7) エミッション・イミュニティ測定 1試料1項目につき 23,880円
 (イ) その他測定 1試料1項目につき 4,950円
 ウ 耐電圧試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 2,970円
 エ 光パワー計測 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 1,760円
 オ 光スペクトラム計測 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 5,390円
 カ 太陽電池分光感度測定 1試料につき 2,240円
 (11) 環境試験・測定

- (7) 精密測定
 ア 形状測定
 (7) 真円度、円筒度 1測定につき 2,590円
 (イ) 表面粗さ
 a 一般 1測定につき 2,700円
 b 3次元 1測定につき 5,290円
 イ 特殊測定
 (7) 3次元測定 1測定につき 2,700円
 (イ) 3次元変位変形量測定 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,730円
 (ウ) 高速度観察測定 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,750円
 (エ) 熱画像測定 1試料につき 3,960円
 (オ) 測色 1測定につき 2,480円
 (カ) 光沢度測定 1試料につき 920円
 ウ その他精密測定 1測定につき 4,960円
 (8) 物性測定
 ア 化学物性測定
 (7) 水素イオン濃度、電気伝導度、比重、密度、粘度 1試料1項目につき 1,080円
 (イ) 水分率・吸水率測定 1試料につき 1,180円
 (ウ) 脱臭効果試験 1試料1測定につき 2,590円
 イ 粉粒体物性測定
 (7) 粒度分布測定 1試料につき 4,650円
 (イ) 比表面積測定 1試料につき 5,500円
 (ウ) 密度測定 1試料につき 3,560円
 ウ 粘弾性測定
 (7) DMA 1試料につき 8,850円
 (イ) レオメーター 1試料につき 13,940円
 エ 電気化学測定 1試料1測定につき3時間まで11,310円とし、3時間を超えるときは、その超える1時間までごとに3,240円を加算する。
 オ 熱伝導率測定 1測定につき 7,150円
 カ その他物性測定 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,900円
 (9) 拡大観測
 ア 光学顕微鏡観測 1視野につき 2,590円
 イ その他拡大観測 1視野につき 1,940円
 (10) 電気試験・測定
 ア 電気特性試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,220円
 イ EMC測定
 (7) エミッション・イミュニティ測定 1試料1項目につき 23,430円
 (イ) その他測定 1試料1項目につき 4,860円
 ウ 耐電圧試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 2,910円
 エ 光パワー計測 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 1,720円
 オ 光スペクトラム計測 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 5,290円
 カ 太陽電池分光感度測定 1試料につき 2,190円
 (11) 環境試験・測定

- ア 騒音測定
 (7) レベル 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,180円
 (4) 周波数分析 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,840円
- イ 振動測定
 (7) レベル 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,180円
 (4) 周波数分析 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,840円
- ウ 振動試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,590円
- エ 腐食試験
 (7) 塩水噴霧 長辺15センチメートル以下短辺7センチメートル以下の試料10個(10個未満は、10個とする。)につき、1日まで3,590円とし、1日を超えるときは、その超える1日までごとに2,150円を加算する。
 (4) 塩乾湿複合サイクル試験 1試料1日まで13,900円とし、1日を超えるときは、その超える1日までごとに9,540円を加算する。
- オ 恒温恒湿試験
 (7) 1室使用
 a 400リットル以下 1時間まで1,000円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに450円を加算する。
 b 400リットル超 1時間まで2,800円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,340円を加算する。
 (4) 2室併用 1時間まで4,790円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに3,320円を加算する
- カ 耐候試験 1時間まで1,440円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,220円を加算する。
- キ 分光照射試験 1時間まで2,470円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,020円を加算する。
- ク その他環境試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,980円
- (12) 微生物試験
 ア 定性 1試料1項目につき 1,210円
 イ 定量 1試料1項目につき 2,640円
 ウ その他微生物試験 1試料1項目につき 6,710円
- (13) 変異原性試験
 ウムテスト 1試料につき 15,080円
- (14) 特定分野試験
 ア 高分子(材料及び製品に限る。)
 (7) 耐熱試験 1試料につき 3,850円
 (4) 混練特性 1試料につき 6,600円
 (7) 荷重たわみ温度 1試料につき 10,690円
 (エ) 全光透過率 1試料につき 3,080円
 (カ) 水蒸気透過率(差圧法) 1試料につき 10,390円
 (カ) 水蒸気透過率(等圧法)
 a 50度未満 1試料につき 13,670円
 b 50度以上 1試料につき 16,170円
 (キ) 酸素透過率 1試料につき 10,500円
 (ク) その他高分子試験 1試料1成分につき 6,510円
- イ 繊維(糸、布及び加工布に限る。)

- ア 騒音測定
 (7) レベル 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,100円
 (4) 周波数分析 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,750円
- イ 振動測定
 (7) レベル 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,100円
 (4) 周波数分析 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,750円
- ウ 振動試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,510円
- エ 腐食試験
 (7) 塩水噴霧 長辺15センチメートル以下短辺7センチメートル以下の試料10個(10個未満は、10個とする。)につき、1日まで3,520円とし、1日を超えるときは、その超える1日までごとに2,100円を加算する。
 (4) 塩乾湿複合サイクル試験 1試料1日まで13,630円とし、1日を超えるときは、その超える1日までごとに9,350円を加算する。
- オ 恒温恒湿試験
 (7) 1室使用
 a 400リットル以下 1時間まで970円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに430円を加算する。
 b 400リットル超 1時間まで2,740円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,300円を加算する。
 (4) 2室併用 1時間まで4,690円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに3,250円を加算する
- カ 耐候試験 1時間まで1,400円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,180円を加算する。
- キ 分光照射試験 1時間まで2,420円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに990円を加算する。
- ク その他環境試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,900円
- (12) 微生物試験
 ア 定性 1試料1項目につき 1,180円
 イ 定量 1試料1項目につき 2,590円
 ウ その他微生物試験 1試料1項目につき 6,580円
- (13) 変異原性試験
 ウムテスト 1試料につき 14,800円
- (14) 特定分野試験
 ア 高分子(材料及び製品に限る。)
 (7) 耐熱試験 1試料につき 3,780円
 (4) 混練特性 1試料につき 6,480円
 (7) 荷重たわみ温度 1試料につき 10,480円
 (エ) 全光透過率 1試料につき 3,020円
 (カ) 水蒸気透過率(差圧法) 1試料につき 10,150円
 (カ) 水蒸気透過率(等圧法)
 a 50度未満 1試料につき 13,400円
 b 50度以上 1試料につき 15,850円
 (キ) 酸素透過率 1試料につき 10,260円
 (ク) その他高分子試験 1試料1成分につき 6,370円
- イ 繊維(糸、布及び加工布に限る。)

- (7) 物性試験
- a 風合い測定 1試料1項目につき 2,510円
- b 編目長 12口(12口未満は、12口とする。)につき 2,980円
- c 寸法変化 1試料につき 2,210円
- d 破裂 1試料につき 2,430円
- e 引裂き 1試料につき 3,870円
- f 滑脱 1試料につき 4,410円
- g パイル保持率 1試料につき 6,610円
- h その他物性試験 1試料1項目につき 3,520円
- (イ) 繊維鑑別 1試料1成分につき 2,310円
- (ウ) 混用率試験
- a 溶解法 1試料1成分につき 5,620円
- b 解じよ法 1試料1成分につき 3,410円
- (エ) 編成試験
- a 糸状試料 1組織につき 2,970円
- b 解じよ再編成試験 12口(12口未満は、12口とする。)につき 3,860円
- (オ) 燃焼性試験 1試料につき 4,300円
- (カ) 加工布性能試験 1試料1項目につき 4,860円
- (キ) 染色加工試験 1試料につき 4,300円
- (ク) 染色堅ろう度試験
- a 塩素、ドライ、酸化窒素ガス 1試料1項目につき 2,170円
- b キセノンアーク耐光試験 1試料につき 4,550円
- c 分光照射試験 10時間(10時間未満は、10時間とする。)につき 2,200円
- d 洗濯、摩擦、水、酸性汗、アルカリ汗 1試料1項目につき 840円
- (ケ) 繊維外観観察 1試料につき 1,210円
- (コ) 繰返洗濯試験 1試料1サイクルにつき 1,690円
- (サ) 遊離ホルムアルデヒド試験 1試料につき 6,070円
- (シ) 紫外線遮へい率測定 1試料につき 4,510円
- (ス) 紫外可視近赤外線透過率測定 1試料1測定につき 4,110円
- (セ) UPF測定 1試料1測定につき 5,120円
- (ソ) 熱物性測定
- a 接触冷温感 1試料1測定につき 3,570円
- b 保温性、熱伝導率 1試料1項目につき 5,400円
- ウ 食品
- (7) 醸造用水試験
- a 定性 1試料1成分につき 1,210円
- b 定量 1試料1成分につき 2,780円
- (イ) 食品物性試験 1試料1項目につき 4,530円
- (ウ) 食品保存試験 1試料1日まで1,650円とし、1日を超えるときは、その超える1日までごとに170円を加算する。

- (7) 物性試験
- a 風合い測定 1試料1項目につき 2,470円
- b 編目長 12口(12口未満は、12口とする。)につき 2,920円
- c 寸法変化 1試料につき 2,160円
- d 破裂 1試料につき 2,370円
- e 引裂き 1試料につき 3,790円
- f 滑脱 1試料につき 4,320円
- g パイル保持率 1試料につき 6,480円
- h その他物性試験 1試料1項目につき 3,440円
- (イ) 繊維鑑別 1試料1成分につき 2,260円
- (ウ) 混用率試験
- a 溶解法 1試料1成分につき 5,500円
- b 解じよ法 1試料1成分につき 3,340円
- (エ) 編成試験
- a 糸状試料 1組織につき 2,910円
- b 解じよ再編成試験 12口(12口未満は、12口とする。)につき 3,790円
- (オ) 燃焼性試験 1試料につき 4,210円
- (カ) 加工布性能試験 1試料1項目につき 4,750円
- (キ) 染色加工試験 1試料につき 4,210円
- (ク) 染色堅ろう度試験
- a 塩素、ドライ、酸化窒素ガス 1試料1項目につき 2,120円
- b キセノンアーク耐光試験 1試料につき 4,450円
- c 分光照射試験 10時間(10時間未満は、10時間とする。)につき 2,130円
- d 洗濯、摩擦、水、酸性汗、アルカリ汗 1試料1項目につき 820円
- (ケ) 繊維外観観察 1試料につき 1,180円
- (コ) 繰返洗濯試験 1試料1サイクルにつき 1,660円
- (サ) 遊離ホルムアルデヒド試験 1試料につき 5,950円
- (シ) 紫外線遮へい率測定 1試料につき 4,420円
- (ス) 紫外可視近赤外線透過率測定 1試料1測定につき 4,030円
- (セ) UPF測定 1試料1測定につき 5,030円
- (ソ) 熱物性測定
- a 接触冷温感 1試料1測定につき 3,500円
- b 保温性、熱伝導率 1試料1項目につき 5,290円
- ウ 食品
- (7) 醸造用水試験
- a 定性 1試料1成分につき 1,180円
- b 定量 1試料1成分につき 2,720円
- (イ) 食品物性試験 1試料1項目につき 4,440円
- (ウ) 食品保存試験 1試料1日まで1,620円とし、1日を超えるときは、その超える1日までごとに160円を加算する。

- (エ) 食品添加物試験
 a 定性 1試料1成分につき 3,870円
 b 定量 1試料1成分につき 4,620円
 (オ) 酸度、塩度、糖度試験 1試料1成分につき 2,200円
 (カ) 食品成分試験 1試料1成分につき 3,880円
 (キ) 栄養成分試験 1試料5成分(5成分未満は、5成分とする。)につき 20,250円
 (ク) 水分活性試験 1試料につき 2,970円
 (ケ) 食品におい成分試験 1試料につき 9,040円
 (コ) 有機酸成分試験
 a 定性 1試料につき 3,980円
 b 定量 1成分につき 4,750円
 (サ) その他食品試験 1試料1項目につき 4,730円
 エ 木工・漆器
 (ア) 塗膜試験 1試料につき 1,870円
 (イ) その他木工・漆器試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,980円
 オ 機械金属
 動釣合試験
 (ア) 100キログラム未満のもの 1試料につき 7,160円
 (イ) 100キログラム以上のもの 1試料につき 11,620円
 カ 皮革
 (ア) 皮革物性試験
 a 透湿度 1試料につき 1,450円
 b 厚さ 1試料につき 950円
 c 引張 1試料につき 2,300円
 d 引裂荷重 1試料につき 2,300円
 e 液中熱収縮温度 1試料につき 1,100円
 f その他皮革物性試験 1試料1項目につき 1,450円
 (イ) 皮革化学試験
 a 揮発性物質 1試料につき 1,970円
 b ヘキサン可溶性物質 1試料につき 2,620円
 c 窒素含有量及び皮質分 1試料につき 2,580円
 d なめし度 1試料につき 4,960円
 e 酸化クロム含有量 1試料につき 4,090円
 f 遊離ホルムアルデヒド試験 1試料につき 6,060円
 g その他皮革化学分析 1試料1成分につき 2,060円
 (ウ) 皮革染色堅ろう度試験
 a ドライクリーニング 1試料につき 2,170円
 b キセノンアーク耐光試験 1試料につき 4,550円
 c 洗濯、摩擦、水、酸性汗、アルカリ汗 1試料1項目につき 840円
 キ 医薬品等
 (ア) 定性試験 1成分につき 2,060円
 (イ) 定量試験 1成分につき 3,410円
 (ウ) 製造用水試験 1件につき 6,440円
 ク その他特定分野試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,74

- (エ) 食品添加物試験
 a 定性 1試料1成分につき 3,780円
 b 定量 1試料1成分につき 4,530円
 (オ) 酸度、塩度、糖度試験 1試料1成分につき 2,160円
 (カ) 食品成分試験 1試料1成分につき 3,780円
 (キ) 栄養成分試験 1試料5成分(5成分未満は、5成分とする。)につき 19,860円
 (ク) 水分活性試験 1試料につき 2,910円
 (ケ) 食品におい成分試験 1試料につき 8,850円
 (コ) 有機酸成分試験
 a 定性 1試料につき 3,900円
 b 定量 1成分につき 4,660円
 (サ) その他食品試験 1試料1項目につき 4,640円
 エ 木工・漆器
 (ア) 塗膜試験 1試料につき 1,830円
 (イ) その他木工・漆器試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,900円
 オ 機械金属
 動釣合試験
 (ア) 100キログラム未満のもの 1試料につき 7,000円
 (イ) 100キログラム以上のもの 1試料につき 11,390円
 カ 皮革
 (ア) 皮革物性試験
 a 透湿度 1試料につき 1,410円
 b 厚さ 1試料につき 940円
 c 引張 1試料につき 2,260円
 d 引裂荷重 1試料につき 2,260円
 e 液中熱収縮温度 1試料につき 1,060円
 f その他皮革物性試験 1試料1項目につき 1,410円
 (イ) 皮革化学試験
 a 揮発性物質 1試料につき 1,930円
 b ヘキサン可溶性物質 1試料につき 2,560円
 c 窒素含有量及び皮質分 1試料につき 2,520円
 d なめし度 1試料につき 4,860円
 e 酸化クロム含有量 1試料につき 4,000円
 f 遊離ホルムアルデヒド試験 1試料につき 5,940円
 g その他皮革化学分析 1試料1成分につき 2,010円
 (ウ) 皮革染色堅ろう度試験
 a ドライクリーニング 1試料につき 2,120円
 b キセノンアーク耐光試験 1試料につき 4,450円
 c 洗濯、摩擦、水、酸性汗、アルカリ汗 1試料1項目につき 820円
 キ 医薬品等
 (ア) 定性試験 1成分につき 2,010円
 (イ) 定量試験 1成分につき 3,320円
 (ウ) 製造用水試験 1件につき 6,290円
 ク その他特定分野試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,67

- (15) 0円
デザイン・設計
- ア CAD
- (7) モデリング 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,330円
- (4) 解析(設定) 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,660円
- (7) 解析(計算) 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 470円
- イ CG 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,190円
- ウ ガーメントシミュレーション 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,420円
- エ 分子モデリング
- (7) 量子化学計算法
- a モデリング 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,710円
- b 計算 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 580円
- (4) 分子動力学計算法
- a モデリング 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,090円
- b 計算 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 960円
- オ 機械学習
- (7) モデル作成 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,400円
- (4) モデル訓練 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 1,500円
- カ その他 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,740円
- (16) 特殊加工
- ア 機械加工 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 8,710円
- イ 熱処理 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 1,440円
- ウ 積層造形
- (7) 光造形 30分(30分未満は、30分とする。)につき 5,400円
- (4) 粉末固着 30分まで2,550円とし、30分を超えるときは、その超える30分までごとに1,680円を加算する。
- (7) インクジェット 30分(30分未満は、30分とする。)につき 4,260円
- (エ) 熱溶解 30分(30分未満は、30分とする。)につき 1,690円
- (オ) 粉末焼結 30分(30分未満は、30分とする。)につき 1,610円
- エ イオンビーム加工
- (7) イオンミリング加工 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 2,730円
- (4) 集束イオンビーム加工観察 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 8,920円
- オ 食品凍結乾燥加工 1日(1日未満は、1日とする。)につき 5,100円
- カ その他特殊加工 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,740円
- (17) 特殊データ処理
- ア 画像処理 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 6,600円
- イ コンピュータによるデータ解析 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 5,940円
- (18) 成績書及び成績書の副本の交付
- ア 成績書
- (7) 和文 1通につき 550円

- (15) 0円
デザイン・設計
- ア CAD
- (7) モデリング 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,270円
- (4) 解析(設定) 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,590円
- (7) 解析(計算) 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 460円
- イ CG 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,130円
- ウ ガーメントシミュレーション 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,340円
- エ 分子モデリング
- (7) 量子化学計算法
- a モデリング 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,640円
- b 計算 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 570円
- (4) 分子動力学計算法
- a モデリング 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,020円
- b 計算 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 940円
- オ 機械学習
- (7) モデル作成 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,320円
- (4) モデル訓練 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 1,480円
- カ その他 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,670円
- (16) 特殊加工
- ア 機械加工 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 8,530円
- イ 熱処理 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 1,400円
- ウ 積層造形
- (7) 光造形 30分(30分未満は、30分とする。)につき 5,290円
- (4) 粉末固着 30分まで2,480円とし、30分を超えるときは、その超える30分までごとに1,620円を加算する。
- (7) インクジェット 30分(30分未満は、30分とする。)につき 4,120円
- (エ) 熱溶解 30分(30分未満は、30分とする。)につき 1,650円
- (オ) 粉末焼結 30分(30分未満は、30分とする。)につき 1,570円
- エ イオンビーム加工
- (7) イオンミリング加工 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 2,680円
- (4) 集束イオンビーム加工観察 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 8,730円
- オ 食品凍結乾燥加工 1日(1日未満は、1日とする。)につき 4,970円
- カ その他特殊加工 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,670円
- (17) 特殊データ処理
- ア 画像処理 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 6,480円
- イ コンピュータによるデータ解析 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 5,830円
- (18) 成績書及び成績書の副本の交付
- ア 成績書
- (7) 和文 1通につき 540円

- (イ) 英文 1通につき 770円
 イ 成績書の副本 1通につき 330円
 備考 略
 7・8 略
 9 農業関係事務
 (1) 土壌、肥料、農作物、かんがい水等の化学分析等
 ア 簡易な操作で行う水分、灰分等の分析又は水素イオン濃度、電気伝導度等の測定 1試料1項目又は1試料1成分につき 1,470円
 イ 高度分析機器を使用しない窒素(元素分析装置により炭素と同時分析した場合を含む。)、りん等の分析又は置換酸度、塩基交換容量等の測定 1試料1項目又は1試料1成分につき 3,790円
 ウ 高度分析機器を使用しない粗繊維、粗脂肪、ビタミンCその他の有機成分の分析 1試料1成分につき 8,100円
 エ 高度分析機器を使用する炭素(全炭素から推定する腐植を含む。)、カリウムその他の無機成分の分析 1試料1成分につき 9,270円
 オ 高度分析機器を使用する有機成分及び農薬等(その標準品を県が保有しているものに限る。)の分析 1試料1成分につき 34,880円
 カ 略
 キ 幼植物検定 1物件1試料につき 7,050円
 (2)・(3) 略
 10 林業関係事務
 (1) 略
 (2) 林業種苗法(昭和45年法律第89号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務
 ア 法第10条第1項の規定に基づく生産事業者の登録 1件につき 6,520円
 イ 法第11条第1項の規定に基づく講習会の開催 1件につき 14,310円
 ウ 法第13条第1項の規定に基づく生産事業者の登録証の書換え交付 1件につき 3,570円
 エ 法第13条第2項の規定に基づく生産事業者の登録証の再交付 1件につき 3,050円
 オ 法第20条第2項の規定に基づく種穂が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取されたものであること又は苗木が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取された種穂から育成されたものであることについての証明の申請に対する審査 1件につき 36,670円に次に掲げる額を合算した額
 (イ) 種穂については、種子にあつては1キログラムにつき6,010円として、穂木にあつては10,000本につき5,200円として計算した額
 (イ) 苗木については、幼苗にあつては10,000本につき3,670円として、幼苗以外の苗木にあつては10,000本につき5,800円に証明に係る事実の確認の回数に乗じて得た額として計算した額
 11 略
 12 畜産関係事務
 (1) 飼料定量分析 1成分につき 990円
 (2) 略
 (3) 豚オーエスキー病抗体委託検査 1件につき 1,320円
 (4) 略
 (5) 和歌山県子牛検査条例(昭和28年和歌山

- (イ) 英文 1通につき 750円
 イ 成績書の副本 1通につき 320円
 備考 略
 7・8 略
 9 農業関係事務
 (1) 土壌、肥料、農作物、かんがい水等の化学分析等
 ア 簡易な操作で行う水分、灰分等の分析又は水素イオン濃度、電気伝導度等の測定 1試料1項目又は1試料1成分につき 1,440円
 イ 高度分析機器を使用しない窒素(元素分析装置により炭素と同時分析した場合を含む。)、りん等の分析又は置換酸度、塩基交換容量等の測定 1試料1項目又は1試料1成分につき 3,700円
 ウ 高度分析機器を使用しない粗繊維、粗脂肪、ビタミンCその他の有機成分の分析 1試料1成分につき 7,920円
 エ 高度分析機器を使用する炭素(全炭素から推定する腐植を含む。)、カリウムその他の無機成分の分析 1試料1成分につき 9,060円
 オ 高度分析機器を使用する有機成分及び農薬等(その標準品を県が保有しているものに限る。)の分析 1試料1成分につき 34,140円
 カ 略
 キ 幼植物検定 1物件1試料につき 6,900円
 (2)・(3) 略
 10 林業関係事務
 (1) 略
 (2) 林業種苗法(昭和45年法律第89号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務
 ア 法第10条第1項の規定に基づく生産事業者の登録 1件につき 6,400円
 イ 法第11条第1項の規定に基づく講習会の開催 1件につき 14,000円
 ウ 法第13条第1項の規定に基づく生産事業者の登録証の書換え交付 1件につき 3,500円
 エ 法第13条第2項の規定に基づく生産事業者の登録証の再交付 1件につき 3,000円
 オ 法第20条第2項の規定に基づく種穂が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取されたものであること又は苗木が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取された種穂から育成されたものであることについての証明の申請に対する審査 1件につき 36,000円に次に掲げる額を合算した額
 (イ) 種穂については、種子にあつては1キログラムにつき5,900円として、穂木にあつては10,000本につき5,100円として計算した額
 (イ) 苗木については、幼苗にあつては10,000本につき3,600円として、幼苗以外の苗木にあつては10,000本につき5,700円に証明に係る事実の確認の回数に乗じて得た額として計算した額
 11 略
 12 畜産関係事務
 (1) 飼料定量分析 1成分につき 970円
 (2) 略
 (3) 豚オーエスキー病抗体委託検査 1件につき 1,290円
 (4) 略
 (5) 和歌山県子牛検査条例(昭和28年和歌山

県条例第26号) 第3条の規定に基づく子牛
の検査 1頭につき 510円

(6) 略

(7) 家畜人工授精等

ア 牛 1頭につき 330円から55,000円
までの間で知事の定める額

イ 豚 1頭につき 1,100円から11,000
円までの間で知事の定める額

(8)~(13) 略

13~20 略

県条例第26号) 第3条の規定に基づく子牛
の検査 1頭につき 500円

(6) 略

(7) 家畜人工授精等

ア 牛 1頭につき 320円から54,000円
までの間で知事の定める額

イ 豚 1頭につき 1,080円から10,800
円までの間で知事の定める額

(8)~(13) 略

13~20 略

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第3条の規定 平成31年6月1日
- (4) 第4条の規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日